

決算特別委員会（第2分科会）記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年9月19日（金）午前10時0分～午後3時25分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（危機管理局・消防局）

1. 決算第1号 令和6年度神戸市一般会計歳入歳出決算（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

主査	なんの ゆうこ			
副主査	上 畠 寛 弘			
分科員	前 田 あきら	川 口 まさる	か じ 幸 夫	細 谷 典 功
	宮 田 公 子	朝 倉 えつ子	味口 としゆき	外 海 開 三
	住本 かずのり	高 橋 としえ	吉 田 健 吾	しらくに高太郎
	高 瀬 勝 也	よこはた 和幸	欠坊 池 正	坊 やすなが
	堂 下 豊 史			
委員長	伊 藤 めぐみ			

議 事

（午前10時0分開会）

○主査（なんのゆうこ） おはようございます。ただいまから決算特別委員会第2分科会を開会いたします。

（危機管理局・消防局）

○主査（なんのゆうこ） それでは、日程によりまして、危機管理局及び消防局の関係の審査を行います。

当局におかれては、簡明な説明をお願いいたします。

それでは、危機管理局、消防局の順に当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○上山危機管理監兼危機管理局長 危機管理監兼危機管理局長の上山でございます。よろしくお願いいたします。以後、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております決算特別委員会資料、令和6年度決算説明書により、危機管理局の令和6年度決算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、1令和6年度事業の概要について御説明申し上げます。

1総括でございます。

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害をはじめ、激甚化・頻発化する風水害や国民保護事案等、様々な危機事象に対する備えを着実に進めるとともに、市民の安全・安心を守るための施策を実施しました。

次に、2主要事業でございます。

（1）令和6年能登半島地震の被災地への支援として、広域支援の枠組みの下、国や他の自治体、関係機関等と緊密に連携しながら、全庁を挙げて被災地に寄り添った支援を行いました。

（2）神戸市災害対策総点検を踏まえた対応力の強化として、①避難所の良好な生活環境等の確保では、発災当初に高齢者や障害のある方など配慮が必要な方から優先的に使用できるよう、避難所の間仕切りテント・災害時簡易ベッドの追加配備を行い、②災害時要援護者に対する避難行動支援として、視覚障害者向けの音声ハザードマップ、耳で聴くハザードマップについて、サービスの提供を開始しました。

2ページに参りまして、③新たなテクノロジーの活用による防災力強化として、LINEを活用した災害時の情報共有システム、神戸市災害掲示板の運用開始や、災害時における機能的なドローンの利活用に関する庁内ガイドラインの作成を進めました。

（3）危機管理体制の充実では、①災害救助基金の造成や、②初動体制の確保を行い、③防災訓練等の実施では、神戸市総合防災訓練として南海トラフ地震等の発生を想定した実践的な初動対応訓練を実施するとともに、各区において市民参加型の訓練を実施し、市民の防災意識の向上を図りました。

また、国民保護事案等、様々な危機事象に迅速・的確に対応できるよう、各種訓練や研修を実施しました。

3ページを御覧ください。

④災害対応工程管理システムB O S Sの運用や、⑤災害情報の収集・伝達網の充実、⑥災害時における物資供給の円滑化に取り組むとともに、4ページに参りまして、⑦帰宅困難者対策の推進では、神戸都心地域における備蓄の確保や一斉帰宅抑制の周知、帰宅困難者対策訓練を官民連携により実施するとともに、一時滞在施設へ円滑に誘導する帰宅困難者支援システムの運用を開始しました。

さらに、⑧津波避難対策の推進や、5ページに参りまして、⑨市民防災意識の向上では、ア防災啓発の推進として、阪神・淡路大震災の語り部派遣、市内の大学・N P O・企業と連携した防災イベントの開催等により、阪神・淡路大震災の教訓の継承や市民の防災意識の向上を図るとともに、イ風水害からの適切な避難行動を促す取組を行いました。

⑩重要インフラへのサイバー攻撃対策の実施では、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある病院・交通・水道等の重要インフラへのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策として、各システムの脆弱性診断やリスク評価基準の更新、インシデント対応訓練等を実施しました。

6ページを御覧ください。

(4)安全で安心なまちづくりの推進として、①地域安全対策の推進では、ア防犯カメラ事業の推進として、子供や女性に対する犯罪予防・解決等のため、令和5年度までに設置した2,503台に加え、500台の神戸市カメラを増設しました。これらの増設に当たっては、既存の地域カメラの神戸市カメラへの置き換えを積極的に推進することで地域負担の軽減を図るとともに、地域カメラの補助制度の見直しを行いました。

7ページを御覧ください。

イ地域における防犯活動の支援に取り組むとともに、ウ特殊詐欺対策の実施では、高齢者世帯の特殊詐欺被害を防止するため、着信前自動警告機能や自動録音機能を有する電話機等の購入補助を行いました。

さらに、エ犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者やその家族に対して、ひょうご被害者支援センターや警察と連携し、日常生活等の支援を行いました。

8ページを御覧ください。

②交通安全対策の推進として、ア交通安全啓発の推進や、イ交通遺児家庭への支援に取り組みました。

9ページを御覧ください。

続きまして、Ⅱ令和6年度一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

なお、金額については1万円未満は省略いたしますので、御了承願います。

1 決算額一覧表の(1)歳入でございますが、歳入合計は、最下段にありますように、予算現額8億7,753万円に対して決算額4億3,333万円で、4億4,419万円の減となっております。

10ページを御覧ください。

(2)歳出につきましては、第2款総務費、第1項総務費の決算額は8億2,606万円、第3款市民費、第1項市民費の決算額は4億4,313万円で、歳出合計は、最下段にありますように、予算現額25億846万円に対して決算額12億6,920万円、翌年度繰越額11億5,670万円、不用額は8,255万円となっております。

なお、11ページ以降には、2 決算事項別明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、令和6年度の危機管理局決算の概要について御説明いたしました。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○栗岡消防局長 消防局長の栗岡でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

それでは、決算特別委員会資料、令和6年度決算説明書により、消防局の令和6年度決算につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

1 令和6年度消防局事業報告でございます。

(1)総括といたしまして、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨など、多くの貴い人命や財産が失われる大規模な自然災害が頻発しており、今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧されています。一方で、少子・高齢化の急速な進展やＩＣＴ環境の進化など社会情勢も大きく変化しています。このような状況の中にあっても、大規模な自然災害や複雑・多様化する災害に対応できるよう、消防体制の充実・強化を図るとともに、ＩＣＴを活用し、市民の利便性の向上を図るなど、安全・安心への取組を推進いたしました。

(2)主な施策でございますが、神戸消防グランドデザイン2025に示す5つの将来像ごとに、主要なものについて御説明いたします。

まず、将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまちでございますが、ア防災福祉コミュニティ支援事業の推進といたしまして、地域防災力の向上を図るため、将来の地域防災の担い手である若い世代、防災ジュニアチームの育成支援や地域防災活動の活性化事業を実施いたしました。

イ消防団の充実・強化といたしまして、消防団員の入団促進に取り組むとともに、老朽化した消防団積載車及び小型動力ポンプを更新いたしました。

次に、将来像2 防災への心を育むまちでございますが、イ防災教育の推進といたしまして、市民の防災意識の向上を図るため、地震の揺れを疑似体験できる起震車を更新いたしました。また、災害を体感できる消火訓練ＡＲや火災・土砂災害ＶＲなど、新たな技術を活用し、市民防災教育を推進いたしました。

2 ページを御覧ください。

将来像3 命を大切に考え取り組むまちでございますが、ア医療機関との情報連携システム構築といたしまして、救命率の向上を図るため、医師への情報伝達を確実かつ迅速に行う新たなシステム構築に着手いたしました。

エ高度救命体制といたしまして、救える命を救うため、救急救命士の養成及び高度な救命処置の実習を行いました。

将来像4 消防サービスが行き届くまちでございますが、ア市民防災総合センターの改修といたしまして、消防隊員の技能向上を図るため、濃煙と熱気の中で訓練が可能な実火災体験型訓練施設を整備いたしました。また、消防職団員や市民の利便性向上を図るため、市民防災総合センターの施設改修の設計を実施いたしました。

イ消防庁舎の整備・改修といたしまして、地域の防災拠点である灘消防署の機能強化を図るため、現地での建て替えに向けて設計を実施いたしました。

将来像5 あらゆる災害に備えるまちでございますが、ア三田市との消防指令事務の共同運用に向けたシステム構築といたしまして、神戸市・三田市における市民サービスの向上を図るため、消防指令事務の共同運用について連携・協力を進め、システム構築に着手いたしました。

ウ消防救急デジタル無線基地局等の機器更新といたしまして、消防・救急活動に不可欠な無線通信網の機能強化を図るため、無線基地局や無線装置等を整備いたしました。

以上、令和6年度の主な施策について御説明申し上げました。

3ページを御覧ください。

引き続きまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては1万円未満は切り捨てて御説明いたします。

2令和6年度一般会計歳入歳出決算一覧表でございます。

まず、歳入でございますが、左側表の一番下の歳入合計欄を御覧ください。

予算現額42億2,891万円に対しまして、決算額は33億4,645万円となっております。

歳出でございますが、右側表の一番下の歳出合計欄を御覧ください。

予算現額227億9,806万円に対しまして、決算額が217億2,854万円となっております。

4ページ以降が一般会計歳入歳出決算事項別明細書となっておりますので、後ほど御確認ください。

以上、令和6年度の消防局決算の概要について御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○主査（なんのゆうこ） 当局の説明は終わりました。

引き続き順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれては、簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては、担当部課長からも答弁されるよう、この際、特に申し上げておきます。

また、質疑者が要望にとどめた項目についてはコメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

なお、昨日の分科会の中で、当局に対して高圧的な発言があったとの議事進行発言がありました。本件につきましては、本日夕刻に臨時理事会で協議いたしますが、委員各位におかれましては、議会の品位を保った発言を心がけるよう、特に申し上げておきます。

また、本日は、私自身も質疑者となっておりますので、その間の分科会の運営につきましては上島理事に行っていただくことにしたいと存じますので、御了承願います。

それでは、前田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（前田あきら） おはようございます。日本共産党の前田あきらです。よろしくお願いいたします。

阪神・淡路大震災から30年、今、大地震や津波にとどまらず、豪雨災害、猛暑・酷暑など、W H Oが警告した気候変動関連死が現実のものとして神戸市民に押し寄せています。日頃より、防災・減災、老朽化対策の強化、マンパワーの確保とともに、いざ災害が起こったときに人権と尊厳が尊重されるよう、今取り得るあらゆる手段を尽くすことが求められています。その先頭に立っておられます危機管理局と消防局の職員の皆さんに敬意を表して、幾つか質問をしたいと思います。

一問一答でよろしくお願いいたします。

初めに、危機管理局の所管分についてお伺いをいたします。

避難所の備蓄の公表についてお伺いをいたします。

昨年の決算特別委員会で、どこにどの品目をどれだけストックするか、総合的な備蓄計画を策定すべきであると求めたところ、市トータルの備蓄計画の策定を年度内に進めると、また市民への公表も全庁的なホームページの見直しに合わせて検討すると御答弁がございました。

市民が品目や数量を知ること、備蓄にない品目、例えば薬品や子供用品など、自ら準備する動機づけにもつながると考えています。

危機管理局として、どの避難所にどの品目がどれだけの数量を備蓄しているか、把握をしていますでしょうか。

また、備蓄計画の策定と把握している避難所の備蓄状況の公表を直ちに行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○加古危機管理局副局長 備蓄物資に関する御質問でございます。

神戸市では、阪神・淡路大震災級の地震を想定しまして、避難者を20万人といたしまして、市民の非常持ち出し品や非常備蓄品による市民備蓄、それから指定業者等による流通備蓄、また市として備蓄しております現物備蓄及び国やほかの地方公共団体等からの救援物資により、総合的な備蓄体制を確立し、まずは災害発生後3日間の食料を確保するというのにいたしております。このうち、市のほうで備蓄する現物備蓄につきましては、災害発生後1日目の10万人分及び2日目の5万人分を確保しております。

なお、物資の備蓄につきましては、地域防災計画にも役割分担、示しておりますので、経済観光局をはじめとしまして、福祉局、それから環境局等がそれぞれ必要な物資の備蓄を行っております。

避難所ごとの備蓄に関しましては、各区役所にて維持管理をしております、当然、危機管理局としてもそれらの備蓄状況につきまして適宜情報集約するなどして把握しているところでございます。

委員御指摘の備蓄の公表につきましては、今年の7月に災害対策基本法が改正されております、来年度から各自治体による備蓄状況の公表というのが法的に義務づけられておりますので、国の方針に従って公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） 法改正も私、承知はしているんですけども、法改正に間に合わず形では、というか、ぎりぎり間に合う形で公表するというのは、それは阪神・淡路大震災を経験して、その後もいろんな災害各所に救援に行っているいろんな知見を積み上げておられる神戸市としてはちょっとスピードが遅いのではないかなというふうに考えているので、ぜひ逆に国のモデルとなるようなスタンスでやっていただきたいというふうに思っています。

その点で、備蓄をどこにどの品目をどれだけストックするかという点を、国が指標を定めて、それをなべてどれだけ配置するかというトップダウンじゃなくて、検討するには広く多方面から市民の意見を集約して、どれだけ必要であるかということを検討すべきであるというふうに考えています。

これも昨年の決算特別委員会で取り上げさせていただいたんですけども、防災会議で女性の委員さんを大きく増やしてくださいという要望の中で4割に引き上げていただいたんですけども、そこで、女性委員とか福祉の現場の声、また地域のニーズに合わせた備蓄や避難所運営の改善としてはどうかという提案もさせていただきました。

神戸市の防災会議では、男女共同参画の視点で深く検討するために、女性部会を設置して7月14日に第1回の会議を開催したとお聞きしています。男女共同参画の視点を反映した避難所開設・運営ですとか、備蓄物資における男女共同参画の視点の反映が議題とされた神戸市防災会議の女性部会でどのような意見が出されているのか、お伺いをいたします。

○加古危機管理局副局長 おっしゃるとおり、防災会議に女性部会を設置いたしまして、今年の7月に第1回開催いたしました。

その場では、避難所における環境整備といたしまして、男女共同参画の視点を反映した避難所開設・運営、あるいは備蓄物資における男女共同参画の視点の反映、そのようなことについて御意見をいただいたということでございます。

備蓄物資に関しましては、主な意見といたしましては、市民備蓄の一層の推進ということ、それからお子様方や高齢者等に対する品目について御意見いただきまして、また保管場所の確保等に関する課題ということについても御意見をいただいたところでございます。

それらの意見を踏まえまして、庁内的にも関係各局で構成しております備蓄物資整備検討会というのがありますので、そちらの場でも女性部会での御意見を踏まえながら備蓄計画の策定に今現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○分科員（前田あきら） 結構一般的な御答弁だったと思うんですけど、具体的にどのような御意見が委員から出されてて、我々女性の目線から見たらこうなんだという意見が出てたと思うんです。それ、どういう御意見出てますでしょうか。

○加古危機管理局副局長 例えば乳幼児の方に普通は粉ミルクを備蓄してるんですけども、液体ミルクのほうがいいんじゃないかと、そういった視点からの御意見、一例ですけどもそういうような御意見をいただきました。

○分科員（前田あきら） いろんな議論をするために非公開で進めているということを事前にお伺いしてるんですけど、その後、部会長さんがマスコミにもいろいろしゃべってらっしゃいましたので、その点を御紹介いたしますと、避難所でのプライバシーの確保や授乳スペースの整備という避難所に対する御要望があったと思いますし、生理用品の備えについてももうちょっと数も含めて万全にやっていただきたいという声が出たと思います。

特に、先ほどのミルクの話もありましたけど、それ以外に、ミルクが終わった後のいわゆる離乳食が不足しているということなので、離乳食やベビーフードのストックという御要望も出たと思います。

また、先日の健康局の審査でも、医薬品やマスクなどの衛生資材等の確保などの要望も出ていますし、障害者団体からは、例えば視覚障害者用のつえも備蓄してはどうかという声も届いているかと思うんですけども、国から下りてくるものとか、今現実に備蓄しているものに加えて、こうした各所から上がってくる要望を反映して幅広い備蓄を整備する必要があるんですけども、これはちゃんと検討されてるんでしょうか。それを踏まえて神戸市の備蓄計画をつくるのか、国が下ろしてくるメニューだけを取りあえずそろえるという検討のどちらになってますでしょうか。

○加古危機管理局副局長 今おっしゃいましたように、当然、国のほうで示されているようなものもありますけれども、女性部会もつくりまして、いろんな幅広い御意見をいただいております。

そういうような御意見につきましては、危機管理のほうで当然集約をして、それぞれの局にもきちっと伝えて、先ほど申し上げましたように、関連する庁内各局の参加する会議を設置しておりますので、そちらのほうで経済観光局や福祉局、健康局、そのあたり含めまして調整しながら備蓄物資の検討を今進めているというところでございます。

○分科員（前田あきら） 検討して、それも含めて反映させていくということなんですけども。

さらに、なぜちょっと早くしてほしいと言ってるかといいますと、まず今どれだけの備蓄があ

るかということ公表していただいたら、こういう備蓄が要るんじゃないとか、この地域ではお子さん方が多いのでこの分量では足りないんじゃないかというような声が、本当に地域を挙げて、消防局さんや危機管理局さんが一緒にいろんな訓練とか、防コミの皆さんと一緒に対応されてると思うので、そういう声が上がってくると思うので、ぜひ。

あと、お住まいの地域だけでなく、お仕事先ならどういう備蓄が必要なのかと、そのためには自己備蓄とか、場合によっては仕事行く際に持っていくものも含めて市民の啓発にもつながると思うので、ぜひ早く、今の現状も含めて、ホームページやスマホのアプリなどで市民が気軽にここに何があるというものが見える状態にして一緒に考えていただくという体制をまずつくるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○加古危機管理局副局長 御意見は御指摘のとおりかと思います。

国のほうでも、やはりそういう趣旨で公表するということを今回の法改正で決められたというふうに思いますので、当然、これをきっかけに市民備蓄の促進ということにつなげていきたい。

それから、当然、神戸市の備蓄物資につきましても、いろんな市民の方からの御意見も伺いながら、関係各局でも意見把握できると思いますので、そういうことを逆に我々のほうでも集約しながら備蓄計画に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○分科員（前田あきら） 市民や団体の皆さんから要望、寄せられる御意見を踏まえて備蓄計画に反映させるという御答弁でしたので、ぜひ引き続き要望を聞いていただいて、しっかりしたものにしていただきたいと。

あわせて、いわゆる消費するものの備蓄だけでなく、避難所の環境整備の声も女性の防災会議でも出てましたけど、それを進める上で、この委員会でも何度も要望していますけども、スフィア基準に基づいた避難所の環境整備ということが求められると思います。

発災時に避難所においてプライバシーの確保を含めて快適な避難所の生活を送るためにも、国際基準であるスフィア基準に基づき、1人当たりの居住スペース3.5平米を確保することとか、間仕切りテントや組立て式の個室の使用というのが今求められていると思うんですけども、今、神戸市は避難所の間仕切りテントや災害時の簡易ベッド、補正予算も組んで1万5,000基を配備するとしているんですけど、この配備の根拠は何でしょうか。

○上山危機管理監兼危機管理局長 令和6年の能登半島地震の被災地では、交通の遮断等によりまして、発災当初から間仕切りテントや簡易ベッド等の配備に時間を要したということを聞いております。

南海トラフ巨大地震のような広域災害の場合においても、周辺都市からの被災状況や道路状況により流通が滞り、迅速な流通備蓄の確保が困難になるというような状況も把握しておかなければならないというふうに改めて認識をしたところでございます。

このようなことを踏まえまして、本市としまして、発災当初から避難所における良好な生活環境の確保を進めるために、現物備蓄を増やすことにいたしまして、令和6年9月の補正予算で間仕切りテントと簡易ベッドの購入について御承諾をいただきまして、まずは高齢者や障害のある方など配慮が必要な方に発災当初から使用していただくようにということで、各5,000基をまず指定避難所のほうに配備を行ったところでございます。

また、昨年度実施しました神戸市災害総点検における検討や、それからまた防災会議でも御意見を伺いまして、南海トラフ巨大地震発災後1週間の最大想定避難者数約1万5,000人に合わせまして、追加で各1万基を購入いたしまして、令和7年度中に5か所程度にまとまった数を配備

するほか、必要に応じて指定避難所にも配備する予定でございます。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） 先ほどの御説明でも、高齢者や障害者というお話があったんですけども、発生当初からというふうにおっしゃったんですけども、今想定されてる南海トラフ地震での発生当初の一時避難の想定人数は何人になっているのでしょうか。

○上山危機管理監兼危機管理局長 南海トラフ巨大地震の発生時の想定避難者数でございますけれども、現在、一番多い避難者数ということで言われておりますのが、夏の12時に発生した場合で、1日・2日目で約4万4,115人というところが一番最大の避難者数になっております。

○分科員（前田あきら） 最大避難者数で発生当初は4万4,000人が一時避難されるということなんですけど、それが今の想定で1万5,000まで減るには1週間かかるという想定ですよ。

それまでの間、間仕切りテントや簡易ベッドというのは、1万5,000人を超える方というのは使えないということを想定されてるんですか。

○上山危機管理監兼危機管理局長 南海トラフの巨大地震発生時の1日・2日目の最大避難者数は、先ほども申しましたように4万4,115人というふうになっておりますけれども、この数につきましては、津波警報等の解除によりましてすぐに減るという見込みになっております。

そういうこともございまして、南海トラフ巨大地震発災後1週間の最大避難者数1万5,000人を目標という形で、今年度、1万基を追加配備する予定になっております。

なお、この整備数につきましては、各政令指定都市の中でも本市が他都市に先駆けて整備が進んでいる状況であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） 政令市と比べて神戸市さんは進んでいらっしゃるということなんですけど、これはもう全体が少ないんだと思いますよ。国がすごい遅れてるんだと思うんですよ。

もっとほんまは予算をつけて配置しないと、4万4,000人で津波がすぐ引いたらとか言うけど、本当に1時間・3時間たったら4万4,000が1万5,000になるんだったらいいけど、そういう想定してないわけですから、必ず取り合いというか。

だから、決算の説明書にも、高齢者や障害のある方など配慮が必要な方からいうてわざわざ書いてるでしょう。だから、選別するとわざわざ決算書に書いてしまっているわけなんですよね。

そうじゃなくて、スフィア基準は、別に高齢者や障害者の方に間仕切りテントを出してくださいなんて求めてないんですよ。ですので、スフィア基準を満たそうと思えば、発生当初の数を想定して、さらなる追加配備を検討して、もちろん国にもどんどん要望していただきたいんですけど、配備する必要があると思うんですけども、いかがでしょう。

○上山危機管理監兼危機管理局長 まず、被害想定のお話にもなるんですけども、現在、兵庫県のほうで令和7年・8年かけまして被害想定の見直しも今実施しているところでございます。その辺の最新の被害想定をまたちょっと確認しまして、今後、必要に応じまして、間仕切りテント・簡易ベッドの備蓄数の検討についても行っていきたいというふうに考えております。

○分科員（前田あきら） ぜひさらなる追加配備も含めてよろしくをお願いをしたいと思います。

ちょっと引き続き、スフィア基準の指標に基づく国際基準の避難所の生活環境の確保についてお伺いをしたいと思います。

事前にもお伝えしていますので、個別にお伺いをしたいと思いますんですけども、スフィア基準では、トイレの数を全体で20人に1基設置するということとともに、男女比を1対3に、女性を多

くすることが求められているんですけども、今、神戸市、現状どうなってるでしょうか。

- 上山危機管理監兼危機管理局長** トイレにつきましては、発災当初は50人に1基、最終的には20人に1基確保することというふうにされております。

本市の地域防災計画では、施設の安全確保を前提として、凝固剤または生活用水を活用する施設のトイレの利用を基本としておりまして、仮設トイレを補完的に使用することとしております。

南海トラフ巨大地震の想定避難者数で考えますと、スフィア基準を満たすものとして考えております。

なお、男女比でございますけれども、先ほど申しましたように、施設のトイレを使用することを基本としておりますので、1対3になるというケースはなかなか難しいということは承知しているところでございます。

ですので、補完的に使用します仮設トイレの数で女性トイレを多く配置するなどしまして、避難者数の状況を考慮しながら、できるだけ1対3になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

- 分科員（前田あきら）** 女性は仮設トイレを使えってというのはちょっといかがかなというふうに思うので、久元市長さんは、和式トイレの洋式化ってすごい力を入れておられて、公園や学校・官公庁の整備も行われたんですけども、ちょっと女性のトイレの数を増やすという点ではいささか不徹底だったのではないかなというふうに私思ってるんです。

もちろん避難所となる学校、公共施設もそうですけども、公園なども含めて、基本的にどんな場所へ行っても一定人数がたくさん来られると女性トイレが並ばれるというのは周知の事実だと思うので、ぜひ防災の観点からも女性トイレを1対3というのに近づけるためにも倍増しましょうぐらいの計画を立てて、積極的な目標を全市で掲げるためにも、危機管理局からそういう要望をどんどん各局に上げるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 上山危機管理監兼危機管理局長** もともと施設についてのものは、確かに今なかなか1対3になるような形で配備されていないというのは承知しているところではございますので、その辺もこれからいろんな整備計画等もございまして、そういうところも含めましてできるところはまた各局との調整という部分も検討のほうはしたいというように考えております。

- 分科員（前田あきら）** ぜひ、災害のときだけとかという狭いのじゃなくて、やっぱそれを備えるためにも日常の備えという点でも各施設で急に整備できないので、当然そうすると仮設トイレに頼っちゃうということになりますので、そこはそういうふうに得ている知見も含めて広く、せっかく局昇格してる——昇格というか、もともとそういう役割を持ってる場所なんですけど——なので、しっかり情報を発信していただいて、各局にそういうのを伝えていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間があれば、また危機管理局に伺うかと思うんですけど、次、消防局の所管分についてお伺いをしたいと思います。

神戸市の基本計画の部門別計画についてお伺いをしたいと思います。

消防局では、2011年の3月に2025年度末での消防行政の指針となる神戸市消防基本計画というのを策定されておられます。

これは、総合基本計画の部門別計画に位置づけられているんですけども、市の方針として、部門別計画を削減または簡素化・集約化するということを伺っております。

消防部門において、消防力の整備指針において充足率が100%を満たしていない消防署所の整備

ですとか、今取り組んでおられます女性が勤務可能となるように署所の設備改修を進める、これ、単年度でなかなか進んでない現状がございますので、中長期的な視点での部門別計画というのが引き続き必要なのではないかなというふうに考えますが、2026年度以降の消防局における計画作成の方針についてお伺いをいたします。

○栗岡消防局長 神戸市の消防局の基本計画につきまして御説明申し上げます。

消防局におきましては、先ほど委員から御説明ありましたが、市の基本計画の部門計画といたしまして、2025年を目標とする神戸市消防基本計画というのを作成してございます。

一方で、市の今後10年間の取組の方向性を示す次期基本計画、それと具体的施策をまとめた実施計画、これを今現在、神戸市総合基本計画審議会において検討されているというふうに認識をしているところでございます。

そのため、神戸市の消防基本計画でございますけれども、これは一応今年度で終期を迎えるということになりますけれども、2026年度以降の中長期的な方向性につきましては、今検討中であります市の次期基本計画と実施計画、こちらのほうに集約をさせていただいて、部門別計画の策定は今のところ予定はしてございません。

なお、次期の総合基本計画と実施計画、これを着実に推進していくためには、毎年度予算において施策を具体化する必要があるため、消防局では消防を取り巻く環境、具体的に申し上げますと、人口減少、少子・高齢化でありますとか、気候変動による多様化・激甚化する災害への対応、さらには技術革新の加速化、このような環境の変化に的確に対応していくために、単年度で主な具体的施策を定める指針を策定する予定としておるところでございます。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） 指針の策定というのは、これ、何か特定の期間までに、何年までに達成するとか、そういうものが示されるんでしょうか。単年度なんですかね。

○栗岡消防局長 今検討しておりますのは、単年度でございます。

○分科員（前田あきら） ということになりますと、これ、危機管理局のほうでも聞いたんですけども、先ほど局長から答弁あったように、毎年度の予算編成過程でという話なんですけど、例えば消防力の整備指針でいいますと、消防署所の充足率が96.8%で、人員の指針については92%で、まだまだ足りない実情がありますよね。これ、来年度の予算で100%できるんですか。

○栗岡消防局長 消防署所の整備、それから消防職員の人員の強化でございますけれども、こちらにつきましては、我々、常日頃から検討をしております。毎年予算を作成する時期になりますと、当然、必要な署所があるのかどうかということ、また署所の建て替えでありますとか、そういったことも含めて検討しておりますし、また人員・組織につきましても、1年の中で要求する時期がございますので、そのようなタイミングを見計らいまして対応のほうを検討しておるのが現状でございます。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） だから、1年で達成しないものが多いわけでしょう。例えば女性職員用の施設をどう配備するかということで、31署、司令課も含めてあるんだけど、今、当直勤務可能なのはまだ半分ですよね。

可能な限り増やしましょうということで目標を掲げているんだけど、それをどのぐらいのタームでやるかということが示せない、いや毎年毎年要望してるんですと、もう言わずもがななんですとおっしゃるんだけど、そうなったときにじゃあ神戸市としてどのような計画を持っていて、

進捗状況がどうかということ、前市長、矢田さんはPDCA、PDCAとよう言うてましたけど、それを回して事業の方向性を段階的に改善して、やっぱりここは遅れているとかということを見定める必要があるのではないかなというふうに思うんですけど、そうすることで——あと、また例えば救命士さんをどれぐらい人数に合わせて配置するかとかということも、以前のグランドデザインや、それに合わせたアクションプランには結構数値目標が書いてあったんですけど、直近のアクションプランにはもう数値目標すらなくて、一体何を目標しているのかと見てみたら、何々しますというか、それこそ久元市長が嫌う作文行政みたいな文章がいっぱい並んでいる状態なので、やっぱりどういう人数を目標にするのかということを決めて、1年でいかに目標も当然出てくるわけですから、そういうものを市民参加で着実にするということを目指すためには、一定期間、消防局として中長期的な事業の進捗状況を確認して、それは市民と一緒に前に進めていくというためにも公表するような手段というのが必要だと思うんですけど、いかがでしょう。

○丹沢消防局総務部長 まず、消防局の中長期的な部分の方向性でございますが、ちょっと繰り返しのになりますが、この部分につきましては、市の次期基本計画及び実施計画、こちらのほうに集約をするということで、その進行管理につきましても、計画の進行管理の考え方に基づいて対応することになります。

ただ、実施計画につきましては、現在、企画調整局の中では数値目標を設定するというところもお聞きはしているところでございますので、そういったところを注視しながら考えていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○分科員（前田あきら） いや、市全体の計画の中に、消防局や危機管理局もそうだけど、そんなたくさんの項目入れないでしょう。すごい分厚い冊子になりますよ。そうなってくると取捨選択されてしまって、消防局としては大切だと思っているんだけどそこには入れませんでしたみたいなことにもなりかねないので、そこは消防局は消防局として、もちろんそれは基本計画と矛盾しない範囲での目標というのをしっかり立てるべきだし、そういうことを市民参加で着実にやるべき立場に立つというのであれば、同時に1年タームと言ってますけども、消防局で策定を予定されている指針についても市民に公表して、共有して、一緒に目指していくという指針にすべきだなというふうに考えてまして、そのために策定段階から市民意見を反映させるということも含めて、市民や議会と共に共有できる目標を設定するに当たってパブリックコメントも併せて実施してはどうかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○丹沢消防局総務部長 市民の意見を反映するということの部分でございますが、消防局におきましても、やはり市民の方の御意見を聴くということは施策を考える上では大切だというふうに考えております。

現在、消防局では、防災福祉コミュニティであるとか、あるいは消防団の方が集まって開催される様々な会議あるいは研修の場、あるいは地域の防災訓練等の場がございまして、こうした機会を通じて市民の皆様の声や御意見を聴いてるところでございます。こうした声を現在も施策の検討につなげておりますので、こういった場を積極的に活用していきたいというふうに考えております。現在の指針においてもそういった考えを踏襲していきたいというふうに思っているところでございます。

また、パブリックコメントにつきましては、繰り返しになりますが、今回の指針につきましては、予算策定に向けての単年度の主な具体的施策を定めるということとしておりますので、

パブリックコメントのほうは必要ないというふうには考えておりますけれども、ただ、これにつきましては毎年度の予算という形でしっかりと市民の方や議会のほうにお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 分科員（前田あきら）　それで市民と一緒につくった目標・指針というふうに言えるのかなと。もちろんいろんな地域に入っておられて、いろんな防災コミュニティの皆さんとこういう訓練、協力されてるといのは分かるんですけど、私もその現場に行きますけど、結構そこにいろんな世代の人が集まっているというわけではないんですね。やっぱりこれまでのふれまちですとか自治会を担っている、どちらかというと年配の方が中心に集まっておられて、マンションに住んでる方とか含めて若い方がなかなか来れてない現状があるわけですから、そういうのを広く聴く取組というのが必要だと思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に行きたいと思うんですけども、熱中症対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年も今年も熱中症で搬送された方がたくさんおられて、その半数が屋内で出ると。その大半が自宅であると。

自宅で搬送された場合、消防局さんが取られている統計を見ますと、エアコンが未設置であるとか、設置されていても使用されていないという状態が3分の2を占めているというふうに伺っています。熱中症を予防するためには、設定温度ですとか、風量・風向、サーキュレーターの活用方法など、エアコンの利用・活用の行い方について広報もされているんですけども、踏み込んだ対策が必要ではないかなというふうに思っています。

東京都では、6月にエアコンの利用実態の分析を庁内で共有・検討して、8月には熱中症リスクの高い高齢者や障害のある方へのエアコン購入の支援というのを決めておられます。エアコンの未設置または未使用で熱中症搬送が起こっている実態を神戸市内・庁内全体で広く共有・検討していただいて、全庁挙げて市民の命と健康を守る施策の構築に結びつけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

- 宮本消防局救急部長　熱中症を予防するための、エアコンの利用啓発にとどまらない具体的な広報についてでございますけれども、本年5月から8月末までの熱中症搬送件数につきましては943件ございました。

そのうち、住居で発生しました事案は、先ほどありましたとおり291件ございました。そのうちの半数がエアコンを設置しているにもかかわらず使用していない状況でございます。

先ほどのエアコンの未設置等、あるいはエアコンの使用が確認できない事案を含めると約7割という件数になってございます。

具体的な熱中症予防広報としましては、温度計を用いて計測した室温が28度なることを目安としましてエアコンや扇風機を活用していただくことであるとか、小まめな水分補給等々の予防広報を行っていたところでございます。

御指摘のエアコンの設定温度や風量・風向、サーキュレーターの活用は、室温の調整に役立つものではございますけれども、室温につきましては、冷房時の外気温や湿度、建物の立地や建物構造などの住環境にも影響されるほか、居住者の年齢・性別・体調など個々に状況が異なることから、一律に実施方法を示すことがなかなか難しいかなというふうに感じております。

また、我々のほうで様々な統計、先ほど住居内の件数が291件と申しましたけれども、それ以外にも屋内の店舗等で36件、作業所・倉庫などで28件という形で、屋内での発生件数のうち上位

3位、これらが全体の9割近くを占めている状況でございます。

これらの搬送状況につきましては、以前から関係部局と情報共有を図っておりまして、健康局保健所の熱中症対策ホームページにも救急搬送件数の状況を掲載するなど、熱中症対策を進めているところでございます。

今後は、熱中症が発生している場所でありますとか、住宅内でのエアコンの設置、使用状況につきましても、発生状況によりまして必要に応じて関係部局と情報共有を図り、効果的な熱中症予防の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） 局長集まる会議とかもあるので、ぜひそういう実態も踏まえて——もちろん消防局はどちらかといえば熱中症になっている方を助けに行く救命の部分を担当してるんですけど、その元を断たないと変わらないということですので、ぜひそういうことも含めて強く要望していただきたいというふうに思うんですが。

先ほど御答弁があった統計では、自宅以外の屋内の搬送事例があるということで、今、3大事例みたいに言われたんですけど、集会所や体育館等の官公庁の公共スペースも幾つか含まれています。例えば灘区では、神戸市が委託する子育て支援施設が利用する区民センターのスペースのエアコンが故障していて、隣の部屋から冷気を入れれないといけない状態が放置されたままであるとか、須磨区でも、去年は敬老会を体育館で借りてたんだけど、設置されたエアコンでは暑くて、もうこのままやったら冗談抜きで死者が出るということで地域福祉センターに場所を変えて、狭くなってしまったからお祝いする年齢を泣く泣く引き上げたという事例もあります。

神戸市の公共施設において、今のエアコンの設置・使用・故障状況などから熱中症の危険があるという場所を洗い出して、消防局が各局と共有して全庁的にこちらについても熱中症対策に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本消防局救急部長 屋内での状況については先ほど述べましたとおりですけれども、それ以外の学校であるとか、個々の発生場所につきまして、先ほど述べましたとおり、関係局のほうに情報共有を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） そういう知見というか、現実、搬送されて危険な状態というのはほんま肌で感じていらっしゃるの、そこを消防局さんがしっかり伝える、各局に伝えていくというのは説得力あることだと思いますし、体育館でいけば避難所になるということも想定されるので、スフィア基準においては避難所について最適な快適温度、換気と保護を提供するということが求められていると。

このような問題意識から、今、避難所となっている体育館のスポットクーラー止まりでは本当に体育館にがっとう押し寄せたときに対応できるのかというふうなことがあると思いますので、これも含めて——これ、もう時間ありませんので、あれなんですけど——適切な温度が設定できるように、今も一応教育委員会はもう全部設置したというふうになっているんだけど、体育館のサイズによって全然違う温度設定になってしまっているということになるので、そこも含めて増設をしっかりと危機管理局からも上げていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○上山危機管理監兼危機管理局長 体育館のほうの空調でございますけれども、部分空調となっているということで、なかなか今、空調が全て効きにくいと、十分とは言い切れない状況があるということとは認識しております。

そういう状況も踏まえまして、教育委員会事務局からは、避難所となる小・中学校に対しまして、また危機管理局のほうからは、各区のほうに対しまして空調の利用が必要な時期の避難所開設に当たりましては、熱中症対策等の健康対策の観点から、体育館以外の多目的室とか特別教室等の空調の効きやすい場所を優先的に活用するようということで通知のほうを出させていたしております。

以上でございます。

○分科員（前田あきら） よろしくをお願いします。

消防局の各署長さんもいろんな行事に参加して、どこが効きにくいかというのを分かってらっしゃるので、ぜひそういう声も拾い上げていただいて、ぜひ上げていただきたいと。

これ、もう最後に要望にとどめますが、査察体制の強化についてお伺いをいたします。

大阪市の繁華街の雑居ビルの火災で消防隊員が亡くなるという痛ましい事件が起きました。まだ全貌は不明なんですけれども、自動火災報知機の未設置など一部の消防法法令違反ですとか、延焼拡大の要因と推定される外壁広告の設置許可更新の不備があったということも指摘されています。

’21年12月の雑居ビルの火災の際には、神戸市はもう3日後には緊急点検を行っています。今回の大阪の雑居ビル火災を受けて、名古屋・姫路等幾つかの自治体では、消防局が類似施設への特別査察を行っていますので、ぜひ神戸市民の不安を軽減する立場で、火災被害を抑制するためにも類似施設への特別査察を実施するとともに、ぜひ継続した査察、安定した査察が行われるよう体制のさらなる強化を実施していただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

○主査（なんのゆうこ） 御苦労さまでした。

次に、かじ委員、発言席へどうぞ。

○分科員（かじ幸夫） こうべ未来のかじ幸夫です。一問一答でそれぞれお願いいたします。

まずは、危機管理局からお伺いをいたします。

危機管理局ということで職制上になって、より——それこそ災害だけではなくて、いろんなリスク、市民の安全・安心のリスクをしっかりとしょっていただいているというふうに捉えていますし、24時間、365日ですよ。全ての職員がとは思いませんが、待機業務も含めて御尽力いただいていること、まずは敬意を表したいというふうに思っております。

質問に行きます。

自転車用ヘルメット着用の啓発というところをちょっと伺いたいんですが、自転車の交通ルールがこの間の改正道路交通法の施行に沿って、どんどん今、厳罰化をされています。例えばスマホのながら運転であったり、飲酒であったり、そういったところはどちらかというと加害者という視点で駄目だよという、こういう厳罰化だというふうに思っているんですけど、第三者に被害が出ないようにということなんでしょう。

一方で、ヘルメットというのは、今、全ての自転車利用者のヘルメット着用というのは義務化、努力義務というふうになっているようです。本来は、自転車を利用される方が自発的にヘルメットを購入・着用して対応すべきというふうに私は思っているんですけども、とはいっても、義務化といいながら努力規定であって、これ、罰則もありませんので、町なかを見てもなかなか着用というのは、着用率が低いのかなというふうに感じています。

そこで、自転車運転に係る事故したときの被害者、市民御自身を守っていただくという、こう

いう視点でけがの低減に資するということをしっかりとPRしていく必要があるのかなと思って
いるんですけども、危機管理局として自転車用ヘルメット着用に対して意識啓発、もっとも
と重点的にやっていただきたいなと思っているんですが、見解を伺います。

○加古危機管理局副局長 自転車用ヘルメット着用の啓発ということでございますが、委員御指摘
のとおり、令和5年4月に道路交通法が改正されまして施行されました。その際に、自転車乗車
時のヘルメット着用が全世代を対象に努力義務化されております。

自転車乗車中の交通事故によって死亡される人の約5割が頭部に致命傷を負うということでご
ざいまして、ヘルメットを着用していない場合の致死率は着用時と比較いたしますと約1.7倍高
くなるということが分かっております。自転車乗車中のヘルメット着用を啓発することは大変重
要であるというふうに認識しております。

そこで、神戸市では、兵庫県警や兵庫県交通安全協会と連携いたしまして、子供や高齢者など
の対象者別に、ニーズや状況に応じた交通安全教室、それから街頭などでの自転車安全運転指導
を実施しておりまして、令和6年度は、交通安全教室は1,009回、延べ8万7,603人、それから自
転車安全運転指導は244回、延べ6,734人に対しまして、自転車乗車中のヘルメット着用や自転車
の交通ルールに対する指導、安全な運転を呼びかけているところでございます。

令和6年1月から12月ということですが、兵庫県内での自転車事故件数は3,870件という
ことをございまして、年々減少傾向にはありますものの、令和7年9月に——つい最近ですね——
警察庁が公表しました兵庫県内のヘルメット着用率は9.8%ということで、全国の平均を下回
っております。引き続き、粘り強く自転車乗車中のヘルメット着用を呼びかけていく必要がある
というふうにも認識しております。

今後も、交通安全教室や街頭での自転車安全運転指導などに加えまして、四季の交通安全運動
などのあらゆる機会を通じまして、地域や警察などの関係機関との連携を密にしながら、自転車
乗車時にヘルメットを着用していただけるように啓発に取り組んでまいりたいというふうに考え
ております。

以上です。

○分科員（かじ幸夫） 私、幼い頃としておきますけど、原付バイク、ヘルメット要らなかった時
代がありまして、あのときの交通事故の数字なんかすごい数字が出てますよね。今、あのときの
雰囲気は自転車に来てるんだなと。

数値的なことも教わりましたが、神戸市、危機管理局として対応いただいている安全の教室で
あったり指導、結構数が出てきています。そこは引き続きということをお願いしたいということ
と、事故率も含めて数値化されるので、しっかりそこは局として追いかけていただいて、どうい
う啓発がいいのか、お願いだけでいいのか、もう少し厳しく神戸市独自で罰則なんて、それは条
例化ありませんから無理は承知の上ですが、何か工夫をこれからはしていついていただいて、全
世代でしっかりと対応していくような方向性をつくってもらえたらと思っております。

次に、職員、危機管理局だけではなくて神戸市の職員というところを対象に、防災士資格の取
得と、これを踏まえた防災力——防災対応力ですか——の向上について伺いたいんですが、令和
6年、昨年ですが、5月の本会議で、防災意識の向上について質問させていただきました。震災
30年を踏まえて、今後あらゆる災害に備えるための防災意識、危機対応力、この向上が求められ
るのではないかという立場で、まずは市職員で防災士資格取得していただいたらどうかというふ
うなことを提案させていただきました。

その後、今年度予算では、危機管理局のほうで、これは職員ではないんですが、各地区の防コミに所属される市民の方が防災士資格を取得される際の助成制度を構築いただきました。これ、今ちょっと注視してるんですけども、取得された方というのは、これは当然市民ですが、地域の防災訓練とか、もしものときの避難所運営の際にしっかりと役割を果たしていただくということで、かける費用というのは僕は効果があるというふうに思っているんで、今後その人数を見ていきたいなと思ってて、すごく期待をしています。

一方で、職員については、議会の審議の中でよく地域の担い手とか、例えば消防団、例えば保護司、こういったものが今成り手不足の中で、市の職員がやったらどうかという議論がいろいろ出てるのは、僕はそれはある意味賛成の立場です。一方で、防災士の資格というものも持つことで得るスキル・知識というのはすごく大きい、大切だと思うので、市民から見て職員のそういう取得率が上がっているということがもし分かればすごく安心感につながるし、信頼感につながると思うので、そういった意味ではぜひ市職員の皆さんにもちょっとここは気合を入れて頑張ってもらいたいなと思っています。

実は、神戸市職員研修所のほうが資格の取得支援制度——これは金銭的な助成制度をお持ちですね——この中に防災士資格の取得というのも含めないのかなというのはいちよっと思っただけで、そういったことと、あと加えて災害対応に当たられる、これは全職員ではなくて、今度は危機管理局の皆さんとか、消防も含めてでしょうが、実際に区役所で市民に直接避難所運営とかをされる方を想定して、さらに専門的な研修というのを受講していただけないかなというふうに思っているんです。ここは業務でやっていただけたらと思っていますが、より高度で実践的なスキルを身につけていただくということで、市全体の防災力が上がってくるというふうに思っていますので、そういったことをぜひ御検討いただけないかなと思っています。

こういったことをるお話もしましたが、職員に対する資格取得の啓発とか促進であったり、資格取得のいわゆる支援制度の創設等で専門的な研修による初動対応、それを含めた防災力の対応力の強化を求めたいと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○上山危機管理監兼危機管理局長 阪神・淡路大震災から30年を経過いたしましたして、やはり職員の防災意識の向上とか危機管理対応力の向上というところに取り組むのは非常に大事であるというふうに考えております。

委員からも御指摘ございました、行財政局職員研修所のほうが行っております資格取得支援制度でございますけれども、こちらについて確認しましたところ、これまで防災士の資格取得への助成実績はございませんけれども、その他職員研修所長が認めたものとして一部助成の対象とすることは可能というふうな文書をいただいておりますので、今後、職員に対して周知を図りまして、防災士資格の取得のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて全額助成の対象となります重点助成対象資格への追加はできないかというところにつきましても、また今後、行財政局のほうと協議をしてみたいというふうに考えております。

専門的な訓練・研修の実施についてでございますけれども、御指摘もございましたとおり、初動対応をはじめとしました本市の防災対応力の強化のためには、市職員の防災意識・危機対応力の底上げに加えまして、災害対応の中心となります最前線となって対応します危機管理局、それから区役所の職員等がより専門的・実践的なスキルを身につけることがやはり必要であると考えております。

そこで、今年度、令和7年度から、各区の防災担当者に対しまして、人と防災未来センターや市町村アカデミーなど外部機関が実施します自治体における災害対応のエキスパートを養成する実践的な防災研修のほうを受講させまして人材育成を図っているところでございますが、今後、東京大学の災害対策トレーニングセンターが行います災害対策本部運営演習などへの参加や区の災害対策本部運営訓練の実施などを踏まえまして、さらに専門的な訓練・研修の拡充を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科員（かじ幸夫） いろんな資格取得、もしくは高度なというのも答弁いただきました。機運を高めていただいて。どうですかね、ぜひ東大とコラボしていることとかもっとPRしていただいたらどうかと感じました。

いずれにしても、何か資格を取ることが目的ではないので、いざというときのための機運を局の中で高めていただけたらというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

消防局に移ります。お願いします。

全国消防救助技術大会、お邪魔しました。市民の安全・安心の暮らしというもののいわゆる礎がここにあるなというのを感じました。出場された隊員の方はもとより、全ての職員がホスト市として全国のこの大会をしっかりとやり切られたということ、ここに対してまず敬意を表しておきたいと思います。大変お疲れさまでした。

質問に移ります。

消防現場活動における安全対策ということで、先ほど前田委員のほうから最後に要望で大阪のことにも触れられておりまして、市民を守るという立場で、その視点で査察ということに触れられていました。私からは、職員、消防の署員の皆さんのいわゆる安全対策の視点でお聞きしたいと思います。

過日あった道頓堀ビル火災における消防職員の殉職、これは本当に御本人もそうですが、私は御家族の皆さんも含めて心から御冥福、お悔やみを申し上げたいというふうに思っているんですが、神戸市消防局としても、西区で過去、小寺であった事故、今でも僕は覚えています。そういった形で、平成以降、6名殉職の方が出てるというふうに伺いました。

全国でも時にこういう残念な報告、時報を聞きますけれども、神戸市における過去の殉職事例を受けて、消防局として消防現場活動における安全管理、そういった視点の強化についてどのように対策を行ってきたのか、また今後どのように捉えているのかということをお聞かせください。

○栗岡消防局長 現場活動での安全対策につきまして御答弁申し上げます。

先ほどかじ委員から御指摘をいただきましたけれども、神戸市消防局におきましても、平成15年以降に3件の殉職事案が発生し、6名の貴い仲間の命が奪われるという痛ましい事案を経験してございます。痛恨の極みでございます。

このような殉職事案を二度と起こさないという強い決意の下に安全対策のほうを取り進めておるところでございます、まず指揮体制を強化してございます。

現場活動は、殉職事案の起こる前は係長1人が現場の指揮と安全管理を担ってございましたけれども、事故以後、課長級の指揮隊長を設けまして、さらに指揮隊員というのもつけまして、チームで活動する体制を確保して指揮の体制の強化を図ってございます。

また、火災現場においては、課長級の指揮者1名と係長級の指揮者2名が必ず出動するように

しまして、合わせて5名で指揮を行う体制を取ってございます。

課長級の指揮者が安全管理を含む総合的な活動管理を行うほか、災害状況によっては重要局面に係長級の指揮者を配置することで、指揮と安全管理、こちらの両面から体制を強化するような形で運用を行っているところでございます。

さらに、炎上火災、いわゆる家1軒が燃えてしまっているような火災でございますけれども、このような場合には、現場の指揮の状況や安全管理の状況がしっかりできているのかどうかを見る監察の部隊というのを出動させるようにしてございまして、監察の部隊が現場の状況を逐一把握し、その結果を踏まえて研修や訓練を行い、今後の消防活動への反映、事故の未然防止、さらには安全管理能力の向上ということにつなげるような取組を行うようにしてございます。

これ以外に、装備・資機材のほうも充実をしてございまして、例えば屋内進入中に隊員が動けなくなってしまったというようなときには、警報音、アラームが鳴り響く、こういう携帯警報器というのを職員1人1人持たせてございます。さらに、空気呼吸器の小型化、空気ポンベの軽量化等、最新の資機材を導入して安全性の向上を図っているところでございます。

これ以外に、防災センターに総合訓練棟という訓練施設を設けておりまして、この施設を活用して災害対応力の向上に当たるほか、昨年、実火災体験型訓練施設というのを導入いたしまして、高温・濃煙・視界不良、このような状況を再現することで、火災の進行、火災兆候を理解し、現場対応に必要な知識・技術を習得するようにしてございます。

このような、より現実的な状況下での訓練によりまして、現場での判断力と実行力を養い、安全かつ的確な消防活動の向上に取り組んでいるところでございまして、今後も様々な知見を含めて、より安全な活動ができる体制整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（かじ幸夫） いろいろ対応については御検討いただいていると、準備をされているというふうに捉えました。

ぜひ全職員でこれを共有いただいて、全ての人が今のような答弁がぱっと出るような感じで意識をしておいてほしいなというふうに思っているのと、装備の強化もおっしゃっていただきました。技術大会の中で企業がいろんな装備を披露されてました。日進月歩の世界だと思います。いろいろアンテナを張っていただいて、新たな装備等についても、当然予算の都合があるのは承知していますが、できれば隊員の安全を守るという意味で、その辺を更新というか、ブラッシュアップといいますか、グレードアップといいますか、やっていただけたらというふうに思いました。よろしくお願いします。

少し視点を変えますが、淡路と横浜で花火に伴う火災というの、これ、結構ニュースでも大きく捉えられてて、翌朝ぐらいまでバンバンいったということらしいので、神戸市が今、ウオーターフロントの活性化の中でウィークエンド花火ということで神戸港で結構定期的にやられています。過去でいうと大体年に1回、どんとやってたんですけど、今1週間に1回とかまめにされてるということもあって、もしも同様の事故が発生した場合、そういうことを想定して、例えば予防の観点、もしくは発災したときの対応など、どのようにされているのか、伺いたいと思います。

○馬場消防局予防部長 花火大会の予防対策と警防対策ということの御質問でございます。

まず、花火などの煙火の消費に当たりましては、火薬類取締法上の許可が必要ということになってございまして、申請をいただきまして安全対策等の指導をした上で許可を出しているという

ようなことがまず前提でございます。

今回の事故を受けまして、火薬類取締法を所管する経済産業省のほうから各自治体宛てに通知が出ておりまして、花火打ち上げ時の安全対策についてということで注意喚起がなされておりまして、各事業者等に通知・指導をしているところでございます。

神戸市は、先ほど委員のほうからもお話がございましたが、横浜等の大規模な花火大会を実施されていないというような実情でございますが、今回の事故を受けまして、主催者・煙火業者に対して安全対策の徹底を注意喚起しておるほか、神戸港のウィークエンド花火、これにつきましては、主催者に対しまして安全対策を再度聴取しまして、その上で安全対策の徹底について指導しているところでございます。

安全対策といいましてもいろいろございますが、具体的な話を若干しますと、まず打ち上げ時の対策として、ウィークエンド花火は海のほうで台船上から打ち上げるというような形でございます。観覧場所のところから十分な保安距離、これも火薬類取締法で定められておるんですけども、保安距離を十分確保するようにということで指導してございます。十分な距離が確保されているということで御安心いただければと思います。

また、荒天時とか、何か不測の事態があったときには、関係機関にしっかりと連絡を取れるようにということで、連絡体制の指導等もしているところでございます。

次に、何かがあってはなんののですけれども、あったときの対応ということでございますが、事故等が発生した場合には警察・海上保安庁、それから港湾の関係機関と綿密に連携を取りまして、火災や事故の状況をしっかりとまずは把握するということが大切でございます。その状況を把握した上で、観客の方々の安全が最優先でございますので、観客の方々を避難誘導するというのをまず第一に考えてございます。

次に、花火関係者、今回の事故もそうですが、花火を上げておる方々を救助するというようなこともございますが、花火関係者の安全確保を図りながら、事故の拡大防止を主眼として延焼しないようにということで、延焼拡大の防止措置を行うと。その後ですけれども、必要に応じまして我々の持っている資機材、最新の資機材であればドローン等もございますので、そういったものも活用しながら、現場の安全性とか、火災の広がり、こういったものを上空から監視しながら、海上保安庁等と連携して海上からの消火活動、これも行えるのかどうなのかということはやっぱり安全をしっかり担保してからという活動になろうとは思いますが、早期の収束を図るということを考えてございます。

今後も安全に花火大会が実施されるようにということで、予防面・警防面ともに関係者と連携しまして安全対策の徹底を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科員（かじ幸夫） よく分かりました。花火大会、市民の方も楽しみにしていますので、しっかりとお支えいただけたらというふうに思います。

次の質問で、インバウンドへの対応についてお伺いします。

今般の決算代表質疑でインバウンド対策ということで、私のほうから滞在率・回遊率の向上という観点で質問させていただきました。

今、神戸空港国際化、もしくは万博の開催でインバウンドの方が本当に多く神戸に来神されているというふうに感じています。このような背景で、訪日外国人の方々が来神されたときに、人ですから急病になられたり、また火災や事故に遭われた場合、当然119番ということで通報され

と思うんですけれども、言葉のハードル等でコミュニケーションが取りにくいという場面がないのかとか、あと日本語が話せない訪日外国人からの通報に消防局としてどのように対応しているのか、伺いたいと思います。

- 定岡消防局警防部長 外国人による119番通報への対応ということでございますけども、現在、日本語が話せない外国人の方から119番通報があった場合、通報者と消防管制室、それと電話通訳センターの3者を結んで、住所や病状の聞き取りなどの通訳を実施しております。

電話通訳センターでは、24時間対応で英語・中国語など22言語に通訳可能でございます、神戸での利用実績といたしまして、令和5年から毎年37件、55件、今年は8月末で50件となっております、年々増加傾向となっております。

また、災害現場での外国人対応といたしまして、災害や救急現場におきましても電話通訳センターと現場の救急隊などの携帯電話との2者を結んで電話通訳を行っております、病状の聞き取りや持病の有無など、現場での確認を実施してございます。

また、これとは別に、救急隊のタブレット端末や消防隊のスマートフォンに多言語の音声翻訳アプリ、これをインストールしております、現場等で活用してございます。

翻訳アプリにつきましては、31言語に対応しております、利用実績としまして昨年が83件、今年は8月末で34件の使用実績がございます。

このように、消防局では、日本語が話せない外国人への対応といたしまして、119番通報時や災害現場において、電話通訳センターや翻訳アプリを活用することによって今現在適切に対応できていると考えてございます。

引き続き、外国人観光客が安心して神戸を訪れることができるよう、消防局としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 分科員（かじ幸夫） 旅行される方の立場だと、すごく感動したという瞬間と、もしものときに円滑に助けてもらったということがすごく記憶に残ると思って、そういった意味ではまた改めてもう1度来ようかというふうなことに繋がっていくと思いますので、いざというときのコミュニケーションって日本語同士でも大変やというのは分かるんですが、いろんなICTとかも活用されていると伺いました。引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問です。

行政事務ポストへの消防職員の派遣について伺います。

国・県とか市長部局のほうとの人事交流ということで多くの職員が今派遣されているというふうに伺いました。入局後、本来、消防現場をずっと経験していただいてキャリアを積んでいく、こういう人事配置が妥当なのかなというふうには思ってたわけですが、一方で神戸市政というのをより広い視野で見えていただいて、将来の消防業務につなげていただくと、生かしていただくと、こういう視点もあるんだなというふうに今思っています。

今、西区では、地域協働課に係長ポストを1人派遣いただいております、私、何度か地域の行事ごととかでお会いして、やっぱり指揮命令系統、しっかり鍛えられてるなというふうに思いながら、それは私の感想だけではなくて、区役所の職員であったり、地域の皆さんであったり、何か刺激を受けてるというふうに思っていますので、これからもそういった意味では、人事交流、いいことなんだろうなと私は今評価をしてるんですが、消防局として、国や県とか、いろんなところに派遣をしているという全般を踏まえてどのように評価をしているのか、伺います。

○栗岡消防局長 消防職員の派遣の件でございますけれども、現状、消防局につきましては、市民の安全な暮らしを守るために消防・防災についての専門性を有する職員の育成というのを目指しているところではございます。

一方で、災害現場での対応だけにとどまらず、社会の変化でありますとか、多様化・複雑化する市民ニーズに応じていく必要もあり、幅広い知識・経験が必要というふうに考えてございます。

そこで、より広い視野を持った人材を育成するために、消防局以外の部署での勤務経験が職員の人材育成の観点からも有用であるというふうに認識をしておるところでございます。

現在、4月現在ですけれども、市長部局に出向しておりますのが局長級1名、課長級1名、係長級6名など、11名を出向させてございます。出向先の各局・区からも、先ほどかじ先生からも御指摘ございましたけれども、防災や救急の視点を生かした熱心な仕事ぶりでありますとか、住民に寄り添った姿勢ということで評価をいただいているところでございます。

他局との人事交流という、こういった様々な経験をして幅広い人間関係を築くことというのは、人材育成であるとか消防行政を担っていく上で有用ということで認識をしております。今後も引き続き市長部局への職員の出向など、積極的な人事交流を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（かじ幸夫） 同じ感覚でよかったです。

人事交流、僕も推進という立場で次の質問もさせていただきますけど、消防人材を確保していく中で、このように例えば人事交流で派遣をする、出向する、これは定数の外だと思ってるんです。定数の中で出向させて、その穴は現場で後処理してねではないと思ってて、それこそ24時間の出面勤務という言葉は造語ですから伝わらないかもしれませんが、誰かがお休みになると誰かをきっちと確保するということなので、常に必要な定数というのは確保した上で、今、局長もおっしゃっていただいた人材育成とか、市民のニーズであったり、社会の状況や多様化というのに対応するためにやるのであれば、ぜひ外出しということ、意識を常にしておいていただきたいというふうに思ってるんです。それを踏まえた採用というものを検討いただきたいという、そういう立場です。

神戸市自身は、行財政改革方針に基づいて人員削減をずっと続けてこられました。当然、一定の意味合いがあった削減だというふうに私は思ってますけれども、そこがある中で、例えば消防局として、いや、こういうことなので、この人員については定数外出しで、例えばですけど、市長部局11名というのが本当に言えるかどうかといったら言いにくいところもあるんじゃないかなということも察してます。

とはいえ、やっぱり今後の人事交流だけではなくて、少し視点は変わりますけど、今の労務課題である育児とか介護で長期の休業をされるというようなこととか、そういったところにも人というのは当然に必要であるというふうに思いますし、デイトIMEの方たちのこれからのことを考えても、あのポストというのをどういうふうに捉えるかという、もう少しマンパワーを増やしていくということが必要なんじゃないかなというふうに自分は思ってます。

こういった必要な人員の確保とか育成というのは、これからの消防の業務の中で必須だと思ってますので、喫緊の課題であるなと捉えています。採用というところの視点も踏まえて、人材の確保についてお伺いしたいと思います。

○丹沢消防局総務部長 消防人材の確保についての御質問でございますが、まず人事交流に伴う人

員の確保でございますが、こちら、市長部局のほうに出向させている職員につきましては、市長部局の定数内のポストということで配置をされておりますので、消防局の条例定数外というふうになります。ですので、消防局では、出向させる人数も踏まえまして人員を採用しているので、そういった消防業務への影響はないように、今対応させていただいているところでございます。

また、御指摘いただきました育児休暇の部分でございますが、消防局におきましても、近年、育児休業によって長期間にわたって一定離職する職員もございます。こちらにつきましても、条例のほうでこうした育児休業取得者につきましては職員の定数に含まないとされておりますので、職員採用の際には育児休業取得者を考慮した人数を正規職員として常に採用しておりますので、こちらのほうの人員の確保もできているところでございます。

また、介護のほうでございますが、意向調査を毎年実施しているんですが、こちらではフレックスタイムを活用するとか、あるいは勤務地などについての配置の希望ということが非常に多うございまして、本人の意向を踏まえた人事配置を行うことで消防警備に影響が出ないように努めているところでございます。

今後も安定した消防警備の体制を確保していくための人員確保と適切な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（かじ幸夫） 改めて答弁をお伺いして、とても安心しました。ぜひその方向性を市長部局の皆さんにも伝えたいなんて今思ったわけですけども。

やはり消防というものは、神戸市、基礎自治体として本当になくってはならないところですから、ある意味、言葉は生意気ですけど、当たり前の定数配置・確保だというふうに捉えたので、そこは継続してやっていただきたいということと。

育児・介護というのは、必ずというんではなくて、その時々によってお休みになられる方の事情とかも都合も変わってくると思うので、どちらかという柔軟に対応してもらおうということが必須のような気はしています。そこは、それぞれの所属の情報なんかをしっかりと消防局全体で掌握しながら、確保について頑張っていただけたらと思います。

最後に、これも採用についての関連ですね。消防職員の通年採用がされてると——これ、昨年度からですか、されてるというふうに伺いました。その効果について伺いたいと思います。

○丹沢消防局総務部長 通年採用に対する効果でございます。

まず、現在の採用の状況でございますけれども、受験の状況でございますが、20年前の受験倍率が14.7倍というところではございましたが、令和6年度に実施した試験では受験倍率が5.9倍と、この20年間で受験者は大きく減少しているところでございます。ただ、この5年間では横ばい状態ということで、現在のところは安定して職員は確保できているというところでございます。とはいうものの、非常に厳しい状況が続いております。

こうした中でも、やはり様々な経験・スキル、専門性を持った人材の確保が必要であると考えておりまして、現在、若者の転職が一般化し、多様で優秀な人材が転職市場に多く存在しているということに着目をいたしまして、こうした転職希望者を積極的に獲得していくために、10月採用のほうを令和6年度から実施しているところでございます。

結果としましては、直近の令和7年10月採用では受験倍率が7.1倍ということで向上しておりますし、インフラ関係、金融・証券、建設など様々なバックグラウンドを持った方の受験もございまして、多様で優秀な人材の確保ということについて一定の効果があつたというふうに認識し

ているところでございます。

以上です。

○分科員（かじ幸夫） ありがとうございます。

そういった方々をしっかりと確保した上で、これからも神戸市の消防業務、しっかりと励んでいただいて、お体、十分御自愛いただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○主査（なんのゆうこ） 御苦労さまでした。

次に、しらくに委員、発言席へどうぞ。

○分科員（しらくに高太郎） 自由民主党のしらくにでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、消防団の入団促進施策の効果についてお伺いをいたします。

神戸市消防団におきましても、4,000人の定員を下回る状況であるというふうに伺っております。大規模林野火災や豪雨災害など、大規模な自然災害が頻発しており、地域の安全を守るために消防団員数の確保は非常に重要であると考えますが、消防局が実施している入団促進の取組とはどのようなものなのか、またその効果についてお伺いさせていただきます。

○栗岡消防局長 消防団の入団促進施策につきまして御説明申し上げます。

消防団員につきましては、ふだん、本業を持ちながら火災等の災害が発生をすればいち早く現場に駆けつけていただき、消火等の活動に従事いただいているところでございます。

近年では、地震や豪雨などの風水害、こういった自然災害が頻発をしておりますし、また今年に入りまして大規模な林野火災も各地で発生しているところでございまして、消防団につきましては、地域に密着した、まさに消防団の力というのが重要であり、その果たす役割は極めて大きいと認識をしているところでございます。

総務省消防庁の調査によりますと、今年の4月1日現在、全国の消防団員は73万2,000人というふうに聞いてございます。また、全国的には、女性消防団員でありますとか、学生消防団員——これは大学生の消防団員でございますけども、さらには機能別消防団員という方が増加傾向にあるというふうに聞いてございます。

神戸市におきましては、令和2年から4年頃にかけてましてコロナ禍がございまして、この期間中は消防団の活動ができなくなりましたので、入団の勧誘活動ということができませんでした。そういったことが影響いたしましたので、少し消防団員減ってございますけれども、南海トラフ巨大地震等の発生危険もございますので、昨年度、神戸市内の消防団長・支団長23人の方にお集まりをいただきまして、これからの消防団のあり方検討会というのを開催し、その中で消防団員の入団促進につきましても議論をいただいたところでございます。

その検討会におきましては、従来、地縁での入団というのが多かったわけなんですけれども、そういったことに加えまして、先ほど申し上げましたように、学生でありますとか、女性、さらには地域の事業所の従業員の方、そういうあらゆる方々に対しての入団促進というのを取り組んでいこうということが確認されたわけでございます。

この検討会を踏まえまして、市内の各消防団におきましては、例えば消防団の幹部の方が管轄内の大学等に出向いていただいて消防団の活動紹介をしていただいたところ、大学生の方が入団をされたという事例もございますし、地域で行っております防災訓練に來られておりました母親と娘さんが消防団の訓練を見てお二人とも入団に至ったという事例もございます。さらに、消防

署と消防団が連携をしまして、管内の事業所に働きかけを行った結果、従業員の方にも入団いただいたということがございます。

このように、各消防団におきまして様々な取組をしていただいております。それによりまして、当市の消防団員数でございますけれども、この9月1日現在で3,604名ということで、令和6年の4月から81名の消防団員の方が増えてるという状況でございます。

今後とも地域防災力の中核的な役割を担う消防団員の確保に向けまして、学生や女性、それから事業所の従業員の方々にこういった様々な入団促進の取組を進めるとともに、4,000名の定員充足に向けた取組を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○分科員（しらくに高太郎） 入団促進、そのあり方検討会、各団長が集まられて、そして広げていかなければならないということが確認されてプラスに転じていってるということにつきましては大変心強く思いますし、まだ定員には満たしていないということですが、これ、地道な活動をみんなで広げていくことによって、知ってもらったら、関心のある市民の方々、特に従業員の方、それから学生さんもそうですし、御家族でそうしたような共感をしていただくという大変うれしい御答弁も聞かせていただきましたので、ぜひ消防局さん、そして各団長さんも思いを一つにさせていただきまして、引き続きの入団促進に取り組んでいただきたいと心から願っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あわせて、やりがいの創出ということなんですけれども、皆さん、ボランティアの精神で活動されておまして、地域貢献や住民とのつながりなどで充実感を得られていると思いますが、今後も地域の皆さんに入団していただくためには、消防団の活動をさらに魅力的に感じてもらえるように取り組む必要もあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○定岡消防局警防部長 消防団活動でございますけれども、先ほど局長答弁にもありましたけれども、昨年度の団長・支団長により開催されましたこれからの消防団のあり方検討会におきまして、消防団活動の入団促進に併せまして、やりがいの創出などについても御議論をいただいたところでございます。

これに併せまして、消防団員を対象としましたやりがいについてアンケートを実施しましたところ、防災訓練や救急講習会などを通じて地域貢献することや、市民と住民とのつながり、自身の防災知識や技術を身につけることなどがやりがいにつながるとの御意見を頂戴したところでございます。

検討会の報告書では、やりがいの創出については、実践的な訓練の実施や新たな資機材の導入などがやりがいにつながるとの消防団の意見がまとめられたところでございます。この報告を受けまして、今年度、消防局で新たな取組を進めてございます。

1つ目でございますけれども、実践的な訓練の実施といたしまして、従来の小型動力ポンプの取扱訓練等に加えまして、今年度からより実践的な研修や訓練を各消防団において実施していただいております。例えばでございますけれども、大規模災害や多数傷病者の発生を想定した、現場での消防団活動についての研修でありましたり、地震による家屋倒壊を想定いたしました救出・救助訓練、専門的な救助資機材の取扱訓練などを実施しているところでございます。

また、新たな資機材の導入といたしまして、今後発生が危惧されております南海トラフ巨大地震や大規模林野火災などにも対応するため、救助用コンクリート破壊器具——ストライカーと呼ばれるものでございますけれども、これを全消防団に導入いたしまして、また情報収集用ドローン

の操縦士資格の取得を希望する団員に対して進めているところでございます。

消防局としましては、今後とも各消防団員の声を聴きながら、やりがいを高めるような施策を実施していくとともに、ドローンなど新たな取組も含めまして、消防団の魅力が伝わるような広報、消防団の新たな活動、先ほど言いましたドローンなども含めてですけども、紹介することで消防団の魅力を伝え、入団促進につなげていきたいと考えてございます。

今後も、若手消防団員や女性消防団員の声なども聴きながら、さらなるやりがいの創出に取り組むとともに、消防団活動の魅力を発信し、入団促進につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（しらくに高太郎）　ありがとうございます。

ドローンは、本当にこれからの時代、必須のアイテムに恐らくこの世界ではなっていくんだろうというふうに思いますし、操縦をするには資格が要るようですから、そういうことについても皆さん関心持っておられる方もいらっしゃるようです、お話を聞いてみますと。

ですから、そういう新たな資機材の導入も契機にして、ぜひやりがいの創出に引き続きつなげていただくということと、それから実践的な訓練ということですけども、これもいろいろ、少し団員の中で温度差があるかも分かりませんが、やる気のある団員さんは、関心を持ってぜひということをおっしゃる方ほど、自分がやってみたらまたそのやりがいを必ず人に伝えていただけたというふうに思いますので、ともに引き続きの取組、どうぞ継続をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目ですけども、救急件数の推移についてということでお伺いさせていただきます。

高齢社会がさらに進展しておりまして、救急需要の増大が続くと考えられますが、今年に入ってからの中野市内での救急件数の推移についてお伺いさせていただきます。

○栗岡消防局長　救急件数の推移でございますけれども、中野市内の救急出動件数につきましては、令和5年が9万9,683件、令和6年が9万9,275件と、2年連続で9万9,000件台ということで、令和6年は少し400件ほど減っておるとというのが実情でございました。

今年、令和7年に入りまして、年末年始にインフルエンザ等の感染症がはりましたので、2月までは前年に比べて増加傾向でございましたが、3月以降は前年比で減少傾向が続いておりまして、8月末時点で令和6年と比較して4,000件、マイナス6%ということで減少しているというのが現状でございます。

大きく減少しておりますのが、急な病気で呼ばれる場合のケースが2,500件ほど減少していると。それから、あと病院と病院の間の搬送、転院搬送と我々は言っておりますけれども、その転院搬送が500件ほど減っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○分科員（しらくに高太郎）　ありがとうございます。

8月でマイナス4,000件ということについては大変大きい減少だなという実感もいたします。

そこで、高齢者層が増加しているということなんですけれども、先ほどの御答弁もありましたように、救急件数が減少しているという要因として考えられるものは何なのか、また消防局が取り組む需要対策の効果であると評価できるのかということにつきましてお伺いいたします。

○宮本消防局救急部長　救急件数の減少の要因と、それから救急需要対策の効果についてでございます。

神戸市の救急件数につきましては、高齢化の進展や感染症の流行など、様々な要因を受けまして長期的には増加傾向にございましたが、先ほど述べましたとおり、3月以降は減少傾向となっております。減少幅が特に大きいものとしましては、急病が昨年比で6%減、転院搬送が11%減というふうな状況になってございます。

急病の中では、入院の必要のない軽症者が約2,000件減少してございまして、その内訳を見ますと、風邪症候群や新型コロナウイルス感染症などの感染症による傷病者の割合が最も多く、750件程度を占めてございます。

年齢別で見ますと、全年齢において満遍なく減少している状況でございすけれども、特にと申しますと、高齢者とともに未就学児の件数の減少幅がやや大きい状況でございました。

消防局としましては、急病や一般のけがの対策といたしましての予防救急の広報を行うほか、健康局と共に救急要請や病院受診を迷っている方の不安解消のために救急安心センターこうべを設置するなど、これまで様々な形で救急需要対策を行ってまいりました。

転院搬送につきましては、急病、一般負傷に続き、救急件数の中で一定の割合を占めておりましたことから、令和6年度は、神戸市メディカルコントロール協議会の下に転院搬送ワーキンググループを設置いたしまして、消防救急車による転院搬送のほか、病院救急車や民間の搬送事業者の活用につきまして検討を行いました。

その結果、消防救急車による緊急転院搬送ガイドラインの運用を本年の5月7日から開始しておりまして、各医療機関の皆様の御協力をいただきながら、運用開始以降、令和6年と比較いたしまして転院搬送件数につきましては435件ほど減少しておりまして、一定の効果があつたと考えてございます。

また、患者等搬送事業者による搬送件数につきましては、昨年同時期と比較いたしまして1,000件ほど増加をしている状況でございます。

このように、様々な施策の効果によりまして、救急件数が減少しているものと考えてございます。

救急需要対策につきましては、様々な対策を進めていくことが必要であると考えておりますので、救急件数の状況を注視しながら、引き続き救急需要対策を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（しらくに高太郎）　ありがとうございます。

様々な取組によって、限りある救急車の活用にきちんと向き合わなければならないという意識が市民の皆さんに少しずつ広まっているのかなという印象を受けました。

先日発出の、先ほどのメディカルコントロール協議会、それから消防局さん、各医師会と医療機関に発出された文書の中でもきちんと明記されていますけれども、まさに真に緊急性の高い傷病者への救急車を向かわせる対策が必要なんだということにつきまして、みんなが共有していかなければならないと私はずっと思っております。

少し御紹介だけちょっと申し上げておこうかなと思ったんですけれども、私も趣旨に大賛同しておるものですから、メンバーに入れられてと言うたら怒られるんですけれども、その1人になって、もちろんボランティアなんですけれども、この4月から一般社団法人の日本救急医療連絡会というのが発足されておまして、要するにこれは、病院救急車をみんなでシェアして、そして基本的に高齢者施設の方々を相手に、要請があつたら関係病院に搬送していくという、まさに

赤灯のついた救急車の運用を始めておられます。

どんな運用かと思って昨日まさにこの数字を事務局さんに出してもらったんですけども、まず4月から、まだ人員の体制もあるので、まずはやろうということで4月からこの9月まで平日——月一金、そして9時—5時でやっておられまして、4月1日から9月17日まで平日116日間あったらしいんですけども、要請があつて出たのが全部で125件あったということらしいんです。各施設さんとか病院さんとか、あるいは自宅からの要請もあつたということだそうでした、その中で急病の方が80人おられたとか、転院搬送の方が35人おられたとかということで、少しずつこの救急車の運用が広まっておられるようです。

ここで面白いデータを取っておられまして、各施設さんに従来なら119番に通報しておったんですかということを後で聞かれたようなんですけども、従来だったら119に、もちろん神戸消防にお願いしましたと言われている施設さんが割合としては94%あったということになっております。

ですから、実際の台数としては、この約半年の間に100台ほどの出動が神戸消防さんに対しては軽減されたのではないかなというふうに私は思いましたし、それから各病院さん自身が病院救急車を持って運用を積極的に始められた病院もあるようですから、そのあたりが非常に転院搬送が減っていったりとかということにつながっていつてんじゃないかなというふうに感じております。

これは、引き続き、皆さん頑張っておられますけれども——ところで、これ、運用は奇特新篤志家らの先生方の御浄財によってなされておりまして、ですから私は非常に各先生方に本当に心から敬意を表してこの事業には向き合っておりますということもちょっと併せて紹介させてもらっておこうと思います。

また、この件につきまして、随時、これからも続けていかれると思いますので、また何か動き等がありましたら、機会があるごとにまたお伝えさせてもらったり、また必要があれば質疑もさせてもらったりしようというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、救急隊員の市民に対する接遇向上ということにつきましてちょっとお伺いをさせていただきます。

日頃から24時間の救急出動に対応いただいている救急隊の皆さんは、市民にとって心強い存在であり、多くの救急隊員の皆さんが高い使命感で活動されているということは承知しております。119番をしてくる市民の方々は不安を抱えている、もちろんそのとおりですし、やっぱり寄り添った対応というものが私は必要と考えておりますけれども、どのような接遇を心がけておられるのか、お伺いいたします。

○宮本消防局救急部長 救急隊員の市民に対する接遇についてでございます。

救急車を要請する状況につきましては、傷病者本人や家族にとりましては一生に一度かもしれない非日常的な出来事でありまして、大きな不安を抱え、冷静な精神状態ではない場合が多いと思ってございます。そのため、救急隊の言動には特に繊細な対応が求められ、救急隊の活動に不信感や不満が生じることのないよう、傷病者本人や家族に寄り添った対応が必要であると考えてございます。

具体的な現場対応につきましては、救急隊は現場到着後、救急隊名を名のり、丁寧な口調を心がけながら、傷病者本人や家族から現在の容体、これまでの経過、既往症やかかりつけ病院の有無を確認しております。

次いで、傷病者の観察としまして、意識状態、呼吸の有無、血圧・心拍数・体温などを測定し、必要な応急処置や、場合によっては救急救命士による特定行為と呼ばれる医療行為を行った上で傷病者の症状に合った医療機関に搬送してございます。

これらの活動を行う中で逐次説明を行い、救急隊が行う処置に対して不安が生じないように、市民に寄り添った活動を心がけております。

救急隊員による接遇を向上させる取組として接遇研修を行っておりまして、救急隊員の資格を取得するための救急課程におきまして実施するほか、その後も様々な機会を捉えて繰り返し研修を行ってございます。

また、今年度からは、新たな取組といたしまして、救急隊長研修を開催いたしまして、救急搬送依頼時における医療関係者とのコミュニケーションスキルを含めた接遇要領研修を全救急隊長に対して実施したところでございます。

引き続き、研修や訓練を通じて、救急隊員の接遇面でのレベル向上を図り、市民に寄り添った活動を行うことにより、傷病者やその家族から頼れる、安心できるという印象を持っていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科員（しらくに高太郎） ぜひ本当に頼れる存在として救急隊員の方々には努めていただきたいと心から私も願っているんですが、そんな中でも少し残念なお話もこの間耳にしたりしましたので、どんな言い方をされたかというのは別なんですけれども、まず病院決めたんですかという話とか、それからなぜこんなで呼んだんですかというような話を伝えられたというような話は私は耳にしておるんです。

それは、口調がどうかというよりも、私はこの話を聞いたときに、何となく上から目線なんですわ、この話というのは。やはり傷病者に対してきちんと寄り添った対応で、ちゃんと向き合ってるのかということにつきまして、もう1回、接遇の研修があるというのであれば、私きちんと対応していただきたいと思うんです。

私、今日ここへ来ましてからふっと思い出したんですけど、この質問を改めて確認したときに思ったんですけども、ちょうど私、この仕事に就かせてもらうということになろうとしたときに、ちょうどまさに20年前の今頃の時期ですけども、次も補欠選挙ありますけれども、そのときに今のあそこの事務所を借りたわけですけども、あそこに近所の人が来られまして、最初に市議員になる前に一番最初に聞いた相談事、この話やったなというふうにちょっと思い出したんですよ。

しらくにさん、この間ねと、救急車呼んで来てもらたんはええんやけど、こう言われて、こんなことを言われましてねというような話を、私もう内容は忘れました、でも、それひどいねというやり取りしたんをちょっと今日思い出しまして、私のことやから多分何かの手段で絶対お伝えはしてると思うんですけども、もうすみません、記録もないし、私も忘れてしまったんですけども、そんなことがあったなと思い出したんですよ。すなわち、この手の話というのは20年前からあるということです、要するに。

だから、やっぱり家族さんなり御本人さんなりは、私も家族がお世話になって一緒に乗せてもらっていったこともありますけれども、素人の私がお母さん大丈夫とか言うようなレベルじゃないんです。要するに、皆さんプロなんやから、プロであるからこそ、接遇もきちんと対応ができるという意識は私は大事だと思いますので、改めてここは強くお願い申し上げたいというふう

に思います。

それでは、最後ですけれども、マイナ救急の運用ということについてお伺いさせていただきます。

総務省消防庁がマイナンバーカードを活用して救急業務の円滑化を図る実証実験を行っているということだそうです。神戸市消防局でも10月1日から取扱いを開始すると伺っておりますが、救急業務にマイナンバーカードを活用することによって得られる効果はどのようなものなのか、また救急隊員がマイナンバーカードを取り扱う際の課題があればお伺いさせていただきます。

○宮本消防局救急部長 マイナンバーカードの運用につきましてお答えさせていただきます。

総務省消防庁では、マイナンバーカードの保険証でありますマイナ保険証を活用した救急活動のことをマイナ救急と呼んでおりまして、実証事業を実施しているところでございます。マイナ救急を行うことで患者情報を正確に把握することができ、適切な医療機関を早く選定することができることから、救急業務の円滑化につながる有効な手段であると報告をされてございます。

本年10月1日から全国全ての720消防本部が実証事業に参加する予定でありまして、神戸市では日勤救急隊2隊を除く33隊がマイナ救急の取扱いを開始する予定でございます。

マイナ救急によって得られる効果といたしましては、話をすることが困難な傷病者でありまして傷病者の情報を搬送先医療機関へ正確に伝えることができる、またかかりつけ医を早期に把握することで病院の選定でありますとか搬送中の応急処置が適切に実施できますこと、さらに搬送先の医療機関において治療の事前準備ができることといった効果が期待されてございます。

続いて、マイナンバーカードを取り扱う上での課題、その対策についてでございますけれども、神戸市では、10月から実証事業に参加するに当たりまして、事業開始までにマイナ救急の認知度・有効性と併せてマイナ保険証の携行の重要性について広く周知・啓発を図る必要があると認識してございます。

マイナ救急の実施には、市民の皆さんにマイナンバーカードの健康保険証利用登録と利用登録が済んだマイナ保険証を携行していただく必要があることから、マイナ救急が開始された後も引き続き広報を進める必要があると考えてございます。

具体的な取組といたしましては、広報動画・SNS、市営地下鉄及び各区役所のデジタルサイネージなどを活用し、マイナンバーカードの利便性やマイナ救急の有効性について情報発信を図っているほか、医師会・歯科医師会・薬剤師会を通じて医療機関や薬局での広報、自治会での回覧、広報紙KOBÉ11月号への掲載など、あらゆる媒体を用いて広報を進めているところでございます。

また、救急の日、救急医療週間でのイベントや地域の催し、防災訓練などの機会を活用し、マイナ救急の概要説明や活用事例の紹介を通じてマイナ保険証の利用登録や携行を促す広報活動を実施しているところでございます。

さらに、119番通報時には、通報者へ健康保険証の所持状況を確認し、可能な限り持参していただくよう促すことで、現場での情報取得を円滑にする対応を進めてございます。

実証事業を開始するに当たりまして、関係部局ともしっかりと連携しながら、マイナ保険証並びにマイナ救急の認知度を高めていき、適切な運用を行うことで市民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（しらくに高太郎） ありがとうございます。

マイナ救急の運用、やっぱり一分一秒を争う、そして市民の命を守るという業務につきましては、この運用は必ず有効に機能していくものやというふうに考えておりますので。ただ、誤った理解にならないように、きちんと正確な理解、そして安心してもらうんだという視点をしっかりと持って広報に努めていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。上畠理事と交代いたします。

○主査（なんのゆうこ） 御苦労さまでした。

次に、上畠理事、発言席にどうぞ。

○副主査（上畠寛弘） よろしく願いいたします。

では、まず代表質問においても取り上げさせていただきました項目からということでございまして、A I カメラを活用した防犯機能の高度化ということであります。

神戸市は、これまでも久元市長がリーダーシップを取っていただきまして、民間への補助や神戸市直営による防犯カメラの設置を進めており、これが実際にさきに起こったストーカー事件や、またほかの様々な事件において容疑者の逮捕、犯人逮捕につながるといってもありまして、これが神戸市民の体感治安の向上に成果を上げていることを評価してございますし、犯罪予防の観点からも抑止的効果があるというふうに考えてございます。

実際に、東灘区内においても多数設置されておりまして、これは本当に小さいお子さんがいらっしゃる保護者の方はじめ、様々な方々からの政策に対する評価をいただいているところです。

ただ、現状では、事件発生後の警察への情報提供が中心となっているように聞いてございますけれども、事件発生そのものの予防も重要な視点だと、抑止効果がもちろんあることは分かっているんですね。

そこで、神戸市としては、もちろん今までも通常のカメラを設置していたとは思いますが、不審な挙動やストーカー行為などの異常を検知する機能を有しているA I カメラの導入が不審者を早期発見することにつながって防犯機能の高度化に有効であるというふうに考えてございます。

本会議において市長より御答弁もいただいておりますけれども、改めて危機管理局としての考え方、また今後さらなる予防的な意味も含めての防犯カメラの設置に関しての意気込みについて伺いしたいと思います。

○上山危機管理監兼危機管理局長 8月20日にございました、市内のマンションで発生しました女性の刺殺事件では、容疑者の検挙に防犯カメラの映像をつなげる、いわゆるリレー捜査が寄与したと言われておりまして、本市で設置しております防犯カメラの映像も非常に有用であったと兵庫県警より伺っております。警察署へ365日・24時間オンラインでの画像提供が可能になっております本市の防犯カメラシステムが迅速な容疑者逮捕につながったものであると受け止めております。

このことから、都心エリアの一層の防犯機能と市民の体感治安の向上を図るため、神戸市カメラ100台の追加増設にかかる補正の予算1,000万をお諮りしまして、お認めいただいたところでございます。

一方で、理事からも御指摘がございましたように、現状の防犯カメラにつきましては、事件発生後の警察への情報提供が中心となっておりまして、今回の事件に関しても同様でございました。他都市でA I カメラを活用した事例も聞いておりますが、不審者の特定目的ではございませんで、A I で悲鳴などの異常音や車の速度などを検知しまして、周囲の歩行者へ注意喚起することなど

を目的にしていると聞いております。

A I カメラの犯罪抑止の可能性につきましては、警察庁科学警察研究所においても研究が進められているというところでございまして、性能あるいは技術面につきましては、今変化し進化をしているところであると考えますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

神戸市では、市の直営カメラを令和2年度から順次設置をしてきておりまして、来年度末までに5,500台を設置していく計画をしておりますが、今後、仮にこのA I カメラを導入する場合は、現在のカメラ機器やシステムの更新など、どのように進めていくかについて検討していく必要があると考えております。

A I 防犯カメラの導入につきましては、様々な観点からの検討が必要でございしますが、都市の防犯機能の高度化に、今後十分に効果が期待されるものであると考えております。神戸市カメラが捜査に活用されていたことで得られた多くの知見やスケールメリットなどを研究に生かすことは可能であるかなというふうにも考えております。

まずは、このA I カメラにおける技術レベルや活用の状況などをしっかり調査・分析しまして、対応のほうを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副主査（上畠寛弘） ぜひ本件については、兵庫県警ももちろんのことながら警察庁ともぜひ連携をしていただきながら、これは進めていっていただきたいというふうに思います。

ただ、1点、教育委員会に対する質疑でもちょっと取り上げさせていただいておるんですけども、W T Oの政府調達協定がございまして。その際に、やはりこのA I カメラの導入、防犯カメラの導入評価するところであるけれども、中国製のものに関して不安があるというようなお声も結構頂戴しているところであります。実際に国会の場においても、我が党の小野田紀美議員から、そういった政府の重要な空間において、中国製のそういったカメラが使われてるのって、安全保障上はどうなんだというところでも実際話題になったところでもございまして。ただ政府の調達協定は、中国は実際批准国ではないんですね。ですから、そういった意味でいいますと、批准国に関して除外する仕様書っていうのはこれ十分可能でございまして、こういったところでも国の動向を注視していただきながら、安全保障の観点においても、やはり、神戸市内っていうのは様々な防衛産業の工場もございまして、また、自衛隊の基地等も東灘区においてもございまして、そういった観点も踏まえて、きっちりと国の意見等も聴取しながら、しっかり進めていただきたいと思いますが、この点ちょっとコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上山危機管理監兼危機管理局長 委員御指摘のとおり、W T Oとその辺の国の動向をしっかり確かめながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副主査（上畠寛弘） ありがとうございます。

では、続いてでございますけれども、兵庫県知事の定例会見時に合わせて実施されているデモ行為に係るその事象についてお伺いしたいことがございます。

デモ行為自体は、憲法に保障される範囲において、それは表現の自由として、デモも自由として行っていただくことは、それは結構でございますけれども、実は、保護者の方からの御相談や、近隣住民の方からのお電話がありましたので、このたび取り上げさせていただきます。

なぜ危機管理局に対するかといいますと、この齋藤知事に対しての辞めろであったりとかそういった齋藤知事に不満や反発や批判をされる方々が集まって、県庁の北側の神戸市建設局が管理

しております歩道橋で、拡声機を使ったり大声を上げてデモしてるんですけども、この歩道橋については、神戸市立こうべ小学校の児童が通学時・下校時に利用しているところであります。大勢の大人が歩道橋で大きな声を上げておまして、これについて、実際に危険が及ばないかという危惧をしております。なぜかと言いますと——すみません、ちょっと後の質問とも関わってきますけども、インターネット上に実際児童に対して声をかけているような様子であったりとか、叫んでいる抗議者の近くを通るときに児童が怖いっていう子供の怖がるそういった声も入ったりしております。

静止画の写真ではございますけども、子供の横顔が写っていたり後ろ姿でも特徴的やったら大体分かるんですね。しかも制服というより私服での通学・下校でございますから、見る人が見れば分かる。また、ランドセルも最近はやっぱ特徴的な、それぞれの子が個性によっていろんなランドセルを持っていますから、そのランドセルでも個人が特定できるような状況でネットにも上がっている。私もこれ動画でデータ共有をいただいていたところでありますけども、これ何でこんな叫んでんのかみたいなことで、齋藤が悪いことしたんやみたいなことを言うて、何か子供が、例えばそういった事故とか、そういうひき逃げとか、泥棒とか一般的なよく犯罪って言ったら子供が発想するような、こういったことをしたのかみたいなことで、いや、もうそれ以上にもっと悪いことなんやみたいなことを言うて、自発的に子供が声をかけるケースもあると思いますし、声をかけられているケースもあって。ただやっぱり、親からすれば、親権者が見ていないところで知らない大人に声をかけられている状況っていうのは、気味が悪いし気持ち悪いしやめてほしいし、誰でも彼でも声なんかかけてほしくないわけであります。

そういったことを鑑みれば、やはりどうにかならないかということでありますので、まずは、事実確認で簡単に1点ですけども、今、神戸市立こうべ小学校もしくは神戸市教育委員会のほうから、兵庫県警、あと所轄の警察署のほうには、こういった事例、相談・通報等は行っているのか、このまず事実確認だけ端的に教えてください。

○加古危機管理局副局長 御指摘のデモ行為につきまして、事実確認ということでございますけれども、こうべ小学校のほうに9月に保護者のほうから通報があったと——相談があったということを知っております。それ以前の今年の5月以降に、恐らくそういう事象認知されたということで、県警のほうに複数回相談を行うということで、当該行為のある下校時に歩道橋を中心に教員を配置するなど、児童の見守りを行っているというふうに聞いております。

以上です。

○副主査（上畠寛弘） まさに、保護者の方、児童の方、その親からも相談があって、そう言って畏怖——怖がられているということもあり、実際に、本来なら必要のない業務であるけれども、教員の配置まで行われて、当然ながらこの教員は公務によって行われておりますから、無駄なそういった公費も発生しているわけですけども——これ神戸市立ですから、神戸市民の税金で、建設局が設置した歩道橋を使ってですね。

デモ等は、それは自由にしたらいいけども、特に声がけとかインターネット上に画像が流布されたり動画が流布されたり、広がって拡散されていっている状況。中には反対派もいればそれを批判する側もいて、いざこざもあったりして、そういったとこで何かそれで事が起こったときに、当事者同士はもう私からしたらどうでもいいから勝手にしてくれたら結構なんですけども、何か子供たちに危険が及ぶようなことがあったり巻き込まれでもしたら大変困るわけでございますし、もうこんなこと許されないし、歩道橋ですからね——高いところの位置でございますから、余計

に危ない。また、車もあそこ県庁の近くでございますし、ほかにもいろいろとオフィス街でもありますので、通ります、車も。そういったことがあってはならないところでもありますけども、このインターネット上に掲載されている実態とか、そういったこともきちんと把握されているのか、実態把握、また問題視、問題意識は神戸市として、危機管理局として他の教育委員会もそうですけども、持ってらっしゃるのか、このあたりの認識を教えてください。

○加古危機管理局副局長 当該行為時の動画とかの写真がSNS上に掲載されているということでございます。

理事の指摘を受けまして、危機管理局といたしましても、当該画像を確認いたしました。一部モザイク処理はされているものの横顔とかランドセル姿などの服装から個人が特定され得るものであり、不特定多数の者が閲覧でできるSNS上に拡散されているといった状況からも、一定の問題が生じているのではないかというふうには考えております。

それを認識しまして、学校のほうもそれを承知しておりまして、9月11日に生田警察署に対しまして改めて警備の強化を求めたところ、配置の増員や、写真撮影や声かけについて注意深く見守るというような回答があったというふうにもお聞きしております。

学校といたしましても、引き続き、現場でも児童の見守り活動を行うということで、デモの状況を確認しながら、場合によっては教職員見守りの下、近くの横断歩道を渡らせるということも検討しているというようなことでございました。

以上です。

○副主査（上島寛弘） ありがとうございます。実際にそういった状況であると。

今おっしゃった横断歩道を渡らせている状況であるということは、学校として取られる措置であるということで、法律上の限界とか条例上の限界もあるからこそそういったことになってると思うんですけど、建設局は何のために歩道橋を設置したんやってことなんですよ。本来であれば、お年寄りとか、子供たちが安全に道路を通行できるように、児童のために私たち神戸市民の税によって、建設局は歩道橋を設置しているわけです。にもかかわらず、その歩道橋でデモを行って本来の使い方と違う使い方をして、拡声機で大声を上げてぎゃあぎゃあ言うていうのは勝手に結構ですけども、下に下りたらええやんって、拡声機使ってんねんから。でも、その歩道橋を使って、そして本来下校をしなきゃいけない子供たちは、横断歩道を使っているっていう、これもう本末転倒過ぎるし、もうあり得ないところである。

ただ、神戸市としてこの状況っていうことは、本当に問題であると思うんですけど、法律上の――法理上の限界があることも分かっております。変にこれで、もうやめろみたいな中止命令っていうことも、法的根拠がない中ではなかなか難しいことも分かりますけども、まず騒音に関しては、これ環境局の所管でございますけども、環境保全課が騒音等の対応はしたりもしていたり、あとは兵庫県のほうの条例でございまして、騒音の規制に関する条例ということで、具体的に言いますと、拡声機による暴騒音の規制に関する条例という条例があるんですね。これの改正案とかにも反対したとんでもない会派もあるみたいですけども、この条例に関して、85デシベルであつたりとか、そういった中で適用除外のこともありますけど、このデモに関しては公安条例ではなく騒音条例においては適用除外ではないのかなというふうに私は読んでおるんですけども、そういった騒音の観点からもなかなか85デシベル超えてるかどうかっていうのは条例においては、なかなか超えてるかどうかっていうのは確認できてないのか、今できてなかったらもうできてないで結構なんですけども、そのあたりどうなのかということと、あと今回、危機管理局が現場に

も見に行っていてというふうにも聞いておりますので、実際のところ耳を塞いでいる児童もいるというふうに聞いておりますので、この点についていかがか、御答弁いただけたらと思います。

○加古危機管理局副局長 騒音の件でございますけども、今、理事からおっしゃっていただきましたように、危機管理局が9月10日に現場を確認させていただきました。その際におっしゃるように歩道橋上で拡声機等を用いて、運動・活動されてたということでございました。環境局のほうでも条例に基づきまして騒音のレベルを、例えば超える超えてないかみたいな話はちょっと今のところちょっと私も把握はしておりません。大変申し訳ありませんけれども、決められた基準にのっとって必要であればそういう対応はしていくべきかなというふうには思います。

以上です。

○副主査（上畠寛弘） 実際のところ肌感にはなりますけども、これやはり大変うるさいということとはもう住民からも言われておるところでありますし、実際見に行かれた方もなかなか静かだなというふうには思えないような状況で、客観的な数値っていうのが必要でありますけども、実際このような声が既に来ているということもございますので、ちょっとこの点は環境局、また、兵庫県の方の拡声機による暴騒音の規制に関する条例に関して、これを所管するところ、兵庫県警もそうでございますけれども、このあたりちょっと県と連携して状況把握をしていただきたいと思いますけれども、この辺りはいかがででしょうか。ちょっと事前通告はないんですけど、いかがででしょうか。

○加古危機管理局副局長 もちろん、今こうべ小学校の児童、通学路ということですけども、それ以外の方が通行される歩道橋、周辺の道路ということでもございます。当然市民の方の安全を守るという点でいいますと、県警本部もそうですし神戸市の庁内にも関係部局ございますので、そういうところと改めて児童の保護っていうことを念頭に、引き続き連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○副主査（上畠寛弘） いずれにしても、子供たちの安全が第一でございますので、その子供たちに本当にもう既に声をかけられているとか、怖いといったそういった思いを持たせていること自体が許されざることでございます。そういうことを言ったら齋藤のほうが悪いんやとか、訳の分からんそういった私に対して批判が来ますけど、そんなもんどうでもええねんと、私からしたら子供たちの安全第一なんやと。子供たちの安全さえ確保されれば、私としては問題ないと考えてございますので、それは表現の自由の範囲内で勝手にどうぞやってくださいというところなんですけども、本来のやっぱり問題となっているのは、子供の下校時の安全の確保、またそういった写真がもうインターネット上で既にもうめちゃくちゃ拡散されて、何万インプレッションもされ見られているという状況、これをどうやって回復するのかっていうこと、これも考えなくてはなりませんし、本来なら安全に通行するための歩道橋が、そういったことに使われ目的外の使用をされて、子供たちが横断歩道を渡らなくてはいけないうような状況になっているということ。また、神戸市民の税金で教員が無駄な公務をさせられているということ、働き方改革言うて、どちらかというとアンチ齋藤の方々はそういった働き方とか労働者の見方とか本来言っている方の中には紛れ込んでますけども、そういう方々がそうやって教員に負担をかけるって、どういうことやねんというふうに思いますよ。本末転倒でダブルスタンダードも甚だしいというふうに思いますので、こういったことでできることをできるようにきっちり神戸市としてもやっていただきたいと思いますけれども。今、知事の定例会見、15時から開始されているということで、これ

下校時間の観点からいうとやっぱり児童の下校時間と思いつ切りかぶっているわけですよ。ですから、もうこれ会見について——本来ならそれは会見が悪いわけではないんですけども、会見の時間を変更したり下校後の18時ぐらいにさせていただくとか、何かこれ言うたら、記者の方はやめてください、残業増える言うてるの、記者の方なんかどうでもいいんですよ。子供たちさえ安全に帰っていただければ。

会見の時間変更、もしくは、それこそ昼間とかの時間帯にやってもらうとか、でもあまり騒音が激しくて、例えば学校の授業に支障が出るとか、そういったことであれば、これはまた学校の授業っていうのは神戸市立のものであれば公務によって行われているものですから、公安条例によって指導ができる、1つそういった注文はつけることできるじゃないですか。公安条例も要件が整ったら許可しなきゃいけないっていうふうな体裁になっている条例でございます。なかなか難しいけども、授業中であってもこれぐらいの音で、拡声機の使用に関してはこれぐらいにしるとか、そういった指導もできますので、例えばそういった時間帯の変更等を、やっぱりこれ兵庫県としてきっちり考えてもらわんと、もう神戸市立小学校自体も政令指定都市ですから、兵庫県の教育委員会からも独立してるんですけども、やっぱりそのあたりちゃんと考えて兵庫県も決めることを決めてもらいたい。会見場所の変更であるとか会見の時間の変更とか、そういったことを、児童の安全を守るという観点から、市から申し入れていただきたいなというふうに思います。

勝手に誰も見てないところでやってくれるのは構わないですけど、とにかく子供たちの下校時間にそれやるっていうのはやめてもらいたいので、このあたりいかがでしょうか。

○加古危機管理局副局長　今理事から御指摘いただいた点につきましては、結論から申しますと、児童の安全を守るという観点から、申入れですね——申入れといいますか、県のほうにそういうお話をさせていただきました。その際に、県の広報広聴課が担当しておりまして、そちらのほうにお話を伺ったことだけお伝えいたしますと、一部は報道にあるとおり、知事の記者会見の場において記者の質問が聞き取りにくい状況が続いておりますと。防音シート等を設置する防音対策に苦慮しているということでございました。また、会見場所は県庁舎2号館にございますけれども、場所を変えることについては、音響設備の関係からすぐに対応することは難しいとのことでございまして、2号館の再整備に入る来年度中に移転する方針であるということでございました。

それから、もう1つ御提案のありました定例会見の開始時間を児童の下校時間後にずらすということに関しましてもお伝えさせていただいたんですが、時間変更については、これまで検討していないということでございましたので、改めて検討をお願いしましたが、県からの回答といたしましては、知事定例記者会見は県と記者クラブの共催でございますけども、効果的な情報発信を考慮して、定例会見は原則15時から開始しておりまして、時間の大幅な変更には慎重な検討が必要ということでございました。

以上です。

○副主査（上畠寛弘）　これ記者クラブが同意すればいいということですよ——共催であるということは。兵庫県側が提案していただいて、共催ですから、記者クラブが同意すればできるという、ロジック的にはそういうことでよろしいのでしょうか。

○加古危機管理局副局長　県のほうが主体的に考えることでございますけども、言われたことは、恐らくそのとおりであろうと思います。

○副主査（上畠寛弘）　そういうことであれば、記者クラブも考えていただきたいですね。私に対

しては、まるで18時になったら原稿の締切りがとか言いますけども、知ったこっちゃないやんって、もうあなた方のその仕事は、働けばいいじゃないですか。子供たちの安全のほうが大事なんですから。

ですからこういったことに関しては、兵庫県に対して正式に危機管理局のほうから申し入れていただいたということでございますので、当然ながらこれに記者クラブが同意しないというならば、もう本当に神戸市民の敵になりますよ。何でそんなことを子供たちの安全が確保されてない状況でそれさえも分かってくれないんやと、基礎自治体からそれ言われてるわけですからね。だからそれをやっぱり認めていただかないということは、記者クラブがどういう対応されるかということもきっちり注視をしたいというふうに思いますし、この動向に関しては、やはりまだ、続いていきます。夏休みであれば、別に子供たちもいないからもう勝手に好きなだけやっといってくれたら私は構わないと思いますけども、やはりもう今2学期のさなかでございますので、そういったことはしっかりやっていただきたいということと、防音の対策、それはもちろんのことなんですけども、県庁の中は別にそれを県の中で決めていただいたらいいけども、今実際に起こっているってことをやっぱりきっちり迅速に判断するために、県としても動いてもらいたいなというところであります。

議員会館とか国会のほうへ行っても、議員会館って外で何を何かいろいろ叫んでいたとしても全く中聞こえないんですよ。もうそれぐらいのやっぱりしっかりとした防音設備自体は、それをやるならやるで結構ですから、とにかく子供たちに安全を確保するためにやっていただければなというふうに思います。

次でございます。

東灘区のリサイクルショップということで、これ地元の人やったらみんな分かってるんですけど、東灘区の深江南町にリサイクルショップがあるんですが、屋外に古くなった電化製品や家具が山積みになっていて、歩道側に崩れるんじゃないかという状況で、もう歩行者が危険な状況になるんじゃないかとか、あとは住民の方々からも結構いろいろな——私にも相談が来たり、ほかの議員にも相談に行っているというふうに把握してございます。

この点について、そもそも現状として把握されているのか、質問一括させていただきますけども、これ景観を著しく阻害してるだけじゃなくて、やはりこういった状況は地域の治安の悪化にもつながるというふうな声もいただいておりますので、地域の治安を確保するという観点からも、まさに警察——東灘警察が特に連携していただかなくてはならないパートナーにはなるかと思えますけど、取組を実施していただきたいということでありますが、この点についての当局のお考えを聞かせていただきたいなというふうに思います。

○加古危機管理局副局長 今の事案につきまして、危機管理局としても現地確認をいたしました。

御指摘のとおり、屋外に山積みになった電化製品や家具などを確認しましたが、そのときは歩道へのはみ出しはございませんでした。

神戸市全体としまして、関係部局が対応状況をいろいろ持つておりまして、それを確認したことをちょっと詳しく申し上げますが、令和2年4月に、まず建設局が通報を受けたという記録が最も古い記録でございまして、令和2年の8月に東灘区での住民自治組織代表者との懇談会にて、自治会から質問があったという記録も残っております。この頃から地域において問題となっていた事案であろうというふうに考えております。この後、建設局が現地確認を行いまして、大半の商品が片づけられて、商品が転倒する危険性も解消していたという記録もございますけれども、

令和7年2月、今年の2月に商品が歩道ぎりぎりのところまで並べられておりまして、一部が歩道側に傾斜し、若干危険な状態となっていたということで、リサイクルショップに対し措置を講じるように指導を行っております。

また、今年の3月にも、また改めて通報があつて現地調査を行いまして、一部の商品が歩道にはみ出していたということで再度指導を行ったということ。それから、5月・6月に、また現地調査を行った際、その際には歩道上へのはみ出しがなくて危険な状況は解消されていたということでございます。

さらに、7月には、この案件について市民から相談を受けた東灘警察署から、市の対応方法について東灘区役所に連絡があったということで、建設局から道路管理者として道路にはみ出している場合は指導できますが、敷地内であればちょっと対応が難しいという旨は伝えているということでございます。

それから、また環境局においても今年4月にその当該ショップに聞き取りを実施したほか、商品について適切に管理し、道路上にはみ出さないよう指導を行いましたということでございます。

いずれにしても、庁内にも関係部局ございます。東灘警察署もございます。そういうところとも状況を見守って、今後も必要な際に指導するなど対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、景観を阻害しているとかそういうような事象ではないかということでございますけれども、今御説明してきましたように、できる範囲の可能な指導はこれまでも行ってきておりますけれども、一般的に不法投棄の問題とかそれらによる景観の悪化が地域の治安の悪化につながりやすいということも十分承知しておりますので、改めて管轄する東灘警察署と情報共有を図ったところでございます。

引き続き、関係部局、東灘警察署を含めて、連携を密にして粘り強く対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副主査（上嶋寛弘） ぜひお願いいたします。

あとは、道路からのバッファゾーンみたいなものをつくっていただければ、少しは安心につながると思うんですけども、ここは東灘高校の生徒たちも通学するところでございますから、一層これ建築住宅局なのかも分かりませんが、どうやったらいいかということは御相談をさせていただいて連携してもらいたいということと——ごめんなさい、通告しておりませんが、消防局のほうでも電化製品が山積みになってるんですね。様々ないろいろな製品によっては発火リスクのあると思いますので、危機管理局から後に情報共有していただきまして、もし、そういった火災の予防の観点等から、連携できるところがあるのであれば、こちら情報共有していただいて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

本当に、東灘区の住民、特に深江の方々からの御相談いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次は、神戸のムスリムモスクについてでございます。

北野の神戸ムスリムモスク、これまで別に、特に神戸においてはモスクとの衝突とかなかったんですけども、昨今いろいろと礼拝に来る外国人の方が多数増えていると。公道上に多数並んで周辺の通行の妨げになっているというような御相談もいただいて、動画でも上がっていると。

動画を確認したら、一定の行事による時期のものであるというふうには確認もできたところで

ありますけども、——とは言っても、一定の時期であるなら時期で、そういった人があふれるんだったらやっぱり警備員の配置をするであるとか、警察の情報提供とかも必要であると思いますし、この点をしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

実際、警察であれば我々の選挙とかのときでも人があふれないようにとか歩道ではこうしなさいよみたいなことで、警察がやっぱり関わってくるわけですから、ここに関しても生田警察署が所管で兵庫県警本部がしっかり取り組んでいただきたいなというふうにも思うところがございますけど、やはり通行妨害になっていることは、これは除外というか、排除してもらわないといけないと思うんですね——通行妨害になってるんであれば。そこについてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。この点はいかがでしょうか、端的にお答えください。

○加古危機管理局副局長 理事の御指摘を受けまして、危機管理局においてもSNSの確認はいたしました。ただ、その状況につきまして、各関係する警察ですとか建設局等確認したところ——中央区役所も含めてですけども、そのような苦情というのが確認はできませんでした。

ただ、そういう事象があれば現場も確認しまして、当然必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副主査（上畠寛弘） 苦情というのは直接電話で最近するというよりも、もうインターネットでメールとかSNSで送られてくるものが多く、私、特にそれぞれのSNSやってますからお声が届いておりますので、やはり、状況としては明らかに神戸モスクでございますので、しっかり対応していただきたいなというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○主査（なんのゆうこ） 御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。午前中の審査はこの程度にとどめ、この際暫時休憩いたします。

なお、休憩後、質疑のため上畠理事と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後1時30分より再開いたします。

（午後0時29分休憩）

（午後1時30分再開）

○副主査（上畠寛弘） ただいまから決算特別委員会第2分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、危機管理局及び消防局に対する質疑を続行いたします。

それでは、なんの副委員長、どうぞ。

○主査（なんのゆうこ） 日本維新の会なんのゆうこでございます。

住本議員とともに質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、消防局に対して質問させていただきます。

防災福祉コミュニティへの女性の参加についてですが、女性に配慮した避難所づくりについては、私も2月議会で質疑させていただきました。その後、神戸市防災会議において、午前中の質疑でもありましたけれども、会議内に女性部会を設置することが決定されて、7月に開かれた初会合では、女性ならではの視点が多く、多くの意見があったと伺っております。早急な対応に深く感謝いたします。

一方、先日の新聞報道では、防災福祉コミュニティへの調査結果として、女性会長が1割にとどまるなど、役員全体に占める女性役員の割合が依然として低いことを指摘されています。初期

消火や避難誘導など、地域に密着して防災活動を行う防災福祉コミュニティでも女性の活躍が期待できると考えますが、この調査結果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○馬場消防局予防部長 アンケートの結果の評価ということでございますが、アンケートの結果で女性が20名、約10%程度というであったということについては承知してございます。

ただ、女性役員という位置づけで見ますと、会長以外に副会長が62名、それから会計に86名就任されておられまして、会長の20名合わせますと約9割が防災福祉コミュニティで女性として役員に就任されているというようなことでございます。

消防局としましては、女性が地域の役員として活動していただくということは、もう非常に望ましいことだと考えておるところでございます。選任に当たっては、地域の御実情もあるかなというふうに、そういう認識もしておるところでございます。

あと、あわせまして、女性の活躍の場ということで、初期消火でありますとか、避難誘導、こういったことで防災福祉コミュニティで御活躍いただけるということも十分認識しておるところでございます。

我々、今女性の活躍の場をもっとつくっていただくということで、今年度に行われます地域のリーダーを養成する研修ということで、防災マネジメント研修というのをしてございます。この中で女性の参画でありますとか活躍でありますとか、こういったことを講義いただけるような場を設けたいなというふうに考えておるところでございます。

消防局におきましては、防災福祉コミュニティの後継者の育成というのが非常に重大な重要な課題——今後もですけれども、重要な課題というふうに認識をしております、性別・年齢を問わず、今後を考えていただく、支えていただく、こういう人材の育成であるとか発掘、こういったことについては地域の意見を聞きながら消防局としても支援してまいりたいというふうに考えておりますし、地域の幅広い方々に、防災福祉コミュニティの活動を知っていただくというようなことが非常に大切かなというふうに考えておりまして、その中で、女性であるとか若い世代のリーダーという方々が出てきていただくということを期待しておるところでございます。

以上です。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

今の御答弁の中にもあったんですけれども、再質問なんです、多くの女性に参加していただいて防コミをより一層活性化していくためには、これまでの運用形態にとらわれることなく、地域の女性の皆さんに幅広く門戸を開き、気軽に参加していただける環境づくりが重要ではないでしょうか。

消防局では、防コミへの支援として、若者をターゲットとした防災ジュニアチームの取組を進められていますが、同様に女性をターゲットとした仕組みづくりも必要だと考えます。例えば、防コミ内で地域の課題や悩み事を気軽に共有・発信できるような場を設けることで、女性ならではの視点や経験が防災力の強化につながるのではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○馬場消防局予防部長 女性の活躍の場ということで御質問かと思います。

防災ジュニアチームは、副委員長指摘のとおりで、若者・若年層の防災力の向上や将来の担い手を育成するというような目的で設置しておるものでございます。

また、女性をターゲットにしたといいますか、そういう消防局での取組というものでは、婦人防災安全委員という制度がございまして、これは市内で御活躍いただいております婦人団体などで活動されている方々、300名を委員として委嘱しまして、地域や家庭における防災力の向上を

目的に御意見を頂戴したりとか、あと防災福祉コミュニティの訓練なんかにも参加していただいているところがございます。

また、先ほど防災マネジメント研修というお話をしましたが、その中にも、ぜひとも女性の方々の参加を多くしていただきたいというようなことを地域のほうにお願いをしております。現在、女性の方々も増えてきているというような傾向でございます。その研修の中では、ワークショップという形で地域の方々、特に役員さんが多いので、そういう役員さん方がグループになってグループ討議をしていただいているような場を設けてございます。そういう中で、地域の困り事であるとか、問題点、こういったことにつきまして、それぞれのグループに女性に分かれて入っていただいておりますが、女性の意見もたくさん出していただきまして、グループ討議の結果を発表していただくというようなことで、女性の意見を反映する場として、一定の成果は表れているのではないかなというふうに認識してございます。

また、入っていただいた方々については、初級の市民防災リーダーという研修もやっております。その研修では参加者の約30%、3割を超える方が女性であるというようなデータも持っております。

いずれにしても、女性の方々に気軽に参加していただくということが大切かなと思ってございまして、先ほども申しましたが、消防局が取り組んでいるこういう防災福祉コミュニティの活動を地域の方々に広く知っていただくということが大切でございます。そういう裾野を広げることで、若い方、それから女性も含めてですけれども、たくさんの方に参画いただいて、その上で、いろいろな御意見を頂戴できたらなというふうに考えておるところでございます。

今後、消防局としましては、防災で女性の活躍というのは非常に重要でございますので、誰もが参加して意見を言いやすいような、そういう環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

幅広く意見を聞いていただける場を設けていただいているということで、引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

次世代への災害対応力の継承についてお伺いいたします。

阪神・淡路大震災から30年が経過し、当時の困難な消火活動を経験された方も少なくなっています。近年は、火災件数自体も減少傾向にあると伺っており、特に若い職員にとっては実際の火災対応の機会が減っているのではないのでしょうか。

しかし災害はいつ起こるか分かりません。次世代を担う職員が現場で活動ができるよう、災害対応力を継承していく必要があると考えますが、本市としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○栗岡消防局長 次世代の災害対応力の継承につきまして、御説明させていただきます。

御指摘いただきましたように、阪神・淡路大震災から30年が経過をしまして、大規模な火災や救助を直接経験した職員が少なくなっていることや、先ほどの火災件数もちょうと減少してきているということがございますので、そういった現状を踏まえ、次世代の災害対応力の継承というのは重要であるというふうに認識をしております。

現状ですけれども、災害現場から得られる経験というのを最大限に活用していこうということ

で取組をしてございまして、例えば火災現場から帰署後に、振り返り——我々デブリーフィングと言ってるんですけども、そのような検証を制度化して実施をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、災害現場に出動した消防隊員全員が指揮者や小隊ごとに災害現場での活動が適切に行われたのか、安全に配慮されて行われていたかといったことを、活動内容の整理、共有を行いまして、活動上の課題の抽出、さらに改善策の検討を行うことで、次の災害対応につなげるように対応しているところでございます。

2点目といたしましては、毎年年度当初に災害対応の基本方針と、それに基づいた訓練の重点目標というのを定めてございまして、この方針と目標に基づき、基本から応用まで段階的かつ体系的な訓練を実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、放水器具や空気呼吸器などの資器材取扱いやホース延長などの基本訓練から、消火・救助などの連携した訓練など、各消防署での訓練施設を活用して行っているところでございます。

さらに、3点目としまして、現場に即した実践的な訓練として、市民防災総合センターに設置をしてございます総合訓練棟というのがございまして、この施設を活用して、例えば共同住宅でありますとか、工場、さらには雑居ビルなどの火災を想定して、複雑かつ多様化した火災への対応力を培っているところでございます。

さらに加えまして昨年度、実火災体験型訓練施設というのを設置しまして、これによって炎や煙を疑似体験をすることで、消防隊員が屋内進入する場合、さらには退出要領などのこういった対応力の向上に努めているところでございます。

近年、火災件数は減少傾向でありますので、若手職員が災害対応を経験する機会というのは限られている中でも、先ほど申しましたような現場知見の共有でありますとか、訓練を通じまして、次世代職員の災害対応力の継承にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

日々訓練のほうをしていただいているということで、そのまま引き続きよろしく願いいたします。

再質問になるんですけども、消防の基本となる消火や救助の訓練が、今の御答弁からもありましたけれども、日頃からしっかりと行われているということで安心しました。

しかし、近年大規模な自然災害が頻発しており、特に土砂災害や津波被害など、これまでの消防活動だけでは対応が難しいケースも想定されると思います。こうした多様化する災害に備えるためには、新しい考え方や資機材の導入などが必要ではないでしょうか。多様化する災害に対応するために、どのような取組を行っているのか、また各地で解体前の建物を活用し、実際の現場に近い本格的な訓練が行われているとお聞きしますが、本市としても、そのような実践的な訓練の導入をされているのかお伺いいたします。

○定岡消防局警防部長 新しい考え方や資機材の導入、それと、解体前の建物を使う訓練についてお答えをいたします。

副委員長御指摘のとおり、土砂災害や津波・地震など多様な災害への対応、特に新しい技術や知見、資機材の導入などが重要であると考えてございます。多様化する災害の対応としまして、まず、土砂災害につきましては、災害現場において、コンクリートパネルや単管パイプといったものを複合的に用いまして、土砂の流入など二次災害を防ぎながら救助を行うといった土木工法

の知見を活用した救助技術を取り入れ実施をしているところでございます。

また、津波災害につきましては、津波時の浮遊物に対しても強いFRP製のポータボートと呼ばれるポートや、悪路や水路でも走行可能な水陸両用バギーを県内の消防本部で唯一保有しておりまして、冠水地域での救出活動が可能な体制を構築しているところでございます。

地震災害に対しましては、瓦礫に閉じ込められました生存者に対して、電磁波を照射して、心拍の波動を捉える探査装置、あるいは、生存者の声や振動を検知する探査機などを導入してございます。

このほかにもドローンによる情報収集や水中ドローンによる捜索など、最先端技術を積極的に導入してきたところでございます。

次に、解体前の建物を活用した訓練につきまして、副委員長の御指摘のとおり解体前の建物を活用した部分につきましては、実際の建物構造を使用することで、訓練施設では再現できないリアルな状況下での訓練が可能となり、より実践的な対応力の強化につながるものとして、非常に有効であると考えております。

そのため消防局では、解体予定の建物を活用した訓練を定期的に実施をさせていただいております。

今後とも、頻発する自然災害や多様化する大規模災害に対しまして、最新の技術や知見などにも注視しながら、災害への備えといったものを強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

様々な訓練方法、機材等を取り入れていただいているということは、今お聞きして分かったんですけども、やはり30年前のあの阪神・淡路大震災は、あれだけ大きな震災っていうのはなかなか——本当は起こってほしくないんですけども、もういつ起こるか分からないですし、日々訓練していただいておりますけれども、やっぱり実際の現場で活躍していただけますように要望して、よろしくお願いいたします。

それでは、危機管理局の質問に移ります。

犯罪被害者支援の取組についてお伺いいたします。

本市では、犯罪被害者やその御家族が受けた被害の回復及び軽減に向け、平成25年4月に神戸市犯罪被害者等支援条例を施行しており、全国的に見ても充実した支援体制となっています。特に、性犯罪被害者支援金等をはじめとする、本市独自の支援制度については非常に評価しているところです。

しかし、これほど優れた支援制度があっても、必要とされる方に行き届かなければ意味がなく、支援を必要とする方に漏れなく届けることが重要だと考えますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

○上山危機管理監兼危機管理局長 本市では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進するために、平成25年4月に神戸市犯罪被害者等支援条例のほうを施行しております。

日常生活の支援を市の責務として行うこととしまして、遺族支援金、重傷病支援金の給付をはじめ、全国トップレベルの施策としまして、性犯罪被害支援金の支給、保育・家事援助費助成などの日常生活等の支援、それから、総合相談窓口の設置など、様々な取組を行っているところでございます。

こうした制度につきましては、被害者の方々の生活再建や心のケアに大きく寄与するものですが、副委員長御指摘のとおり、支援を必要とする方に対ししっかりと行き届くことが重要であると認識しております。

犯罪被害者の方に対する情報提供としまして、一般的には事件を担当する警察署が犯罪被害者、犯罪被害給付制度や支援金、カウンセリング等、各種の支援制度についての相談先としまして、県警本部の被害者支援室、それから行政機関、医師等の専門機関、あるいは民間の支援団体になりますひょうご被害者支援センターを紹介することとなっております。

やはり、ひょうご被害者支援センターのほうからの依頼というのが非常に多くあるんですけれども、この被害者支援センターのほうでは、被害者の話をしっかりと聞いていただきまして、状況に応じまして当市の支援メニューのほうを紹介いただきまして、支援の希望があれば連絡をいただいているような状況になっております。

また、本市の支援メニュー等を掲載したハンドブックにつきましては、ひょうご被害者支援センターのほか、弁護士会、司法書士会などにも共有しておりまして、幅広い周知のほうを図って、被害者の案内に御利用をいただいているところでございます。

本市としましては、今後も兵庫県警や犯罪被害者支援センター等と連携しまして、必要とされている方々に制度が行き届くように取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

本当に支援としてはすごく充実した本市独自の支援もあるということで、被害に遭われたちょっと知り合いの方がいらっしゃったんですけれども、これで本当に結構救われたという方もいらっしゃいました。

ただ、先日ありました神戸の事件でもありましたけれども、御家族に対しても恐らくこの支援制度って使われると思いますので、またちょっと御家族に対するまた支援のほうもよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

罰則化に伴う交通安全啓発の取組について、お伺いいたします。

令和6年11月に道路交通法が改正され、ながら運転、いわゆるスマートフォンを使用しながらの運転に対する罰則が強化されました。そのほかにも、新たに自転車の酒気帯び運転も罰則の対象となり、さらに令和8年4月からは、自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告する、いわゆる青切符による取締りが開始されることになっています。

自転車は免許や資格を必要としないため、交通ルールを十分に理解せず運転手している方も一定数いるように感じています。

そこで、本市で実施している交通安全啓発について現在の取組状況と、法改正を受けての今後の取組についてお伺いいたします。

○加古危機管理局副局長 自転車の交通安全啓発についてということでございますが、神戸市では、兵庫県警や兵庫県交通安全協会と連携いたしまして、一部除きますけども、市内の各警察署に神戸市交通安全指導員1名を配置の上、市民の交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

先ほど、別の御質問でもいろいろお答えさせていただいたところですけど、特に、交通安全教室につきましては、小学校等でも力を入れてやっております、小学校での実績といたしまして

は、グラウンドにおいて道路や信号機・標識等を設置して、交通環境を模した上で歩行時の交通ルールや自転車の正しい乗り方についての交通安全教室やっております。令和6年度、昨年度は164校中161校で実施をしたところでございます。このうち、実際に自転車の乗り方、体験型の教室もやっております、それにつきましては同じく164校中61校で実施したところでございます。

そのほか、中学校や高校、地域福祉センター等で子供や高齢者などの対象者別に、ニーズや状況に応じた交通安全教室を実施しております。

また、交通安全指導員を中心に地域とも連携しながら、商店街・街頭などで自転車安全運転指導を実施しております。これも先ほどの質問でお答えしたとおりですが、昨年度全市で244回、延べ6,734人に対して、自転車乗用中のヘルメット着用、自転車の交通ルールに関する指導、安全な運転を呼びかけております。

副委員長御指摘のとおり、昨年11月に改正道路交通法が施行されました。さらに、来年4月から自転車の交通違反に対して罰則金の納付を通告する、いわゆる青切符の取締りが開始される予定でございます。

このようなことを踏まえまして、今後、自転車の交通ルールの啓発がより一層重要となるということを認識しております。従前から実施しております交通安全教室や、街頭での自転車安全運転指導などで、法改正の内容を加えました講習内容とするほか、四季の交通安全運動など、引き続きあらゆる機会を通して自転車の交通ルールの啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

子供とか高齢者の方に対しては、結構そういう交通安全とかしていただいているんですけど、一番何か問題になるのは、ちょっと大人なのかなということもあって、大人にはなかなかちょっと伝えにくい——同じ場所に集めてっていうのはできないと思うんですけども、そういった方々への周知も引き続いてよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

避難所の環境整備についてお伺いいたします。

7月30日に、ロシアカムチャッカ半島付近で発生した地震により、国内でも多くの自治体で津波警報や注意報が発表されました。本市でも津波注意報が発表されたんですけども、幸い長期の避難生活を強いられることはなく、猛暑の中で避難指示が出た地域では、熱中症対策等が十分でない避難所があったと報道にもありました。災害は、365日いつ起こるか分からず、自宅に戻れない市民が滞在する避難所の環境整備は、市民の命と健康を守る上で極めて重要だと考えます。

本市の避難所について、熱中症対策等をはじめとした現在の整備状況と今後の取組について、御見解をお伺いいたします。

○上山危機管理監兼危機管理局长 本市の熱中症対策でございますけれども、本市の指定避難所322か所のうち、主要の施設280か所をはじめまして、おおむね空調は整備されているものと認識しております。そのうち、市立の小・中学校へ241か所ございますけれども、そちらへの体育館への空調整備につきましては、教育委員会事務局におきまして、災害時の避難所や児童・生徒の熱中症対策としまして、令和5年度までに全校の全ての体育館に——部分空調でございますが、整備を行ったところがございます。

ですけれども、最近やはり異常高温ということですからかなり暑くなってきておりますので、部分空

調では十分には行けないという状況は認識することでございます。

ちょっと午前中にもお話しさせていただきましたけれども、このような状況を踏まえまして、教育委員会から避難所となる小・中学校に対しまして、また、危機管理局からは各区に対しまして、空調の利用が必要な時期の避難所開設に当たりましては、熱中症対策等、避難者の健康対策の観点から、体育館以外の多目的室や特別教室といった比較的空調の効果の高い教室等を優先的に活用するようということの通知を発出しているところでございます。

それから、避難所の環境整備というところでございますが、令和6年能登半島地震の被災地では、やはり、道路の寸断などのこともございまして、間仕切りテントや簡易ベッドがなかなか配備に時間を要したということもあったというふうに承知しております。その辺を踏まえまして、南海トラフ巨大地震のような広域災害の場合でも、周辺都市の被災状況や道路事業によりまして流通が滞りまして、迅速な流通備蓄の確保が困難な状況も想定しておかなければならないというところを改めて認識したところでございます。

このようなことを踏まえまして、本市としましては、発災当初から避難所における良好な生活環境の確保を図るために、現物の備蓄を増やすこととしまして、南海トラフ巨大地震発災後1週間の最大想定避難者数1万5,000人に合わせまして、間仕切りテントと簡易ベッドのほうを各1万5,000基、備蓄する予定でしております。

今後も引き続きまして、間仕切りテントや簡易ベッドをはじめとする様々な物資につきまして、協定などによる流通備蓄や、それから国等からの県備蓄の活用も併せまして、避難者が安心して過ごせる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（なんのゆうこ） ありがとうございます。

本当に災害については、皆さんだけではなく私たち市民1人1人も、ちゃんとしたそういう防災対策の気持ちというのは持つとかなないといけないと思いますので、これからも皆さん、よろしくお願いいたします。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。

○副主査（上畠寛弘） 御苦労さまでした。

それでは、なんの副委員長と進行を交代いたします。

○主査（なんのゆうこ） それでは、住本委員、どうぞ。

○分科員（住本かずのり） 引き続きまして、住本が質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうは、まず危機管理局所管のほうからお伺いしたいと思います。

まず、被災地支援におけるリエゾン業務につきまして、お伺いをさせていただきます。

昨年1月に発生した能登半島地震の被災地支援について、本市では対口支援先である珠洲市を中心に、積極的な支援に取り組んできたことは大変評価しております。被災地への支援に当たっては、現地の支援ニーズの情報収集や、被災地自治体と応援自治体との連絡調整等を担う情報連絡員、いわゆるリエゾンの役割が重要であり、本市においても、リエゾンの働きで広報業務への支援等、被災地へ寄り添った支援の実現につながったと報じられております。

そのようなリエゾン業務については、誰にでも務まるものではなく、災害対応についての知識、ノウハウのある職員が担う必要があると考えるが、どのような職員がリエゾンとして派遣されており、また、そういった職員を今後どのように育成していくのか、当局の見解をお伺いをいたし

ます。

○**上山危機管理監兼危機管理局長** まず、リエゾンでございますけれども、情報連絡員になりますけれども、発災直後に被災地に派遣され、現地の支援ニーズの情報収集や被災自治体と応援自治体等との連絡・調整などを担う業務でありまして、委員御指摘のとおり、重要な役割であると考えております。

能登半島地震の発災当時におきましては、危機管理局経験職員を中心に人選するなど、慎重に派遣者を決定しております。本市では、令和6年の1月5日から3月30日までの3か月間、1週間交代の2名体制で延べ48名をリエゾンとして、珠洲市や石川県庁のほうへ派遣しております。能登半島地震では、リエゾンは先遣隊として避難所に入りまして、避難所運営や被災者の健康支援のために派遣される神戸市職員が、現地で円滑に業務を始められるように事前調整を行ったほか、被災地でそのとき必要とされているニーズを神戸市の被災地支援対策本部に伝えるなど、パイプ役としての役目を果たしております。

委員から御指摘もありました広報業務の支援でございますが、当時、珠洲市の広報担当が1名しかいないという現状を踏まえたリエゾンからの提案によりまして支援につながったものでございまして、被災地に寄り添った支援を実現するというリエゾンの役割の1つの成果であったと考えております。

職員の育成でございますが、リエゾン業務を行うことができる職員の育成に関しましては、総務省における全国的な大規模災害時の広域応援の枠組みでございます応急対策職員派遣制度におきまして、被災地の災害マネジメント支援を行う災害マネジメント総括支援員や、災害マネジメント支援員の登録の仕組みが運用されてございます。ですので、登録後は実施研修等を通じて能力向上を図られるものでございますので、本市におきましても、危機管理局の課長級及び係長級経験者で、総務省の研修を受講した者を災害マネジメント総括支援員並びに災害マネジメント支援員として登録しておりまして、これまで39名登録しております。

また、本市独自の取組としましては、職員に対して災害対応に備えた各種訓練や研修を実施しているほか、被災地への職員派遣に当たりましては、災害対応の経験が豊富なベテラン職員と、阪神・淡路大震災を経験していない若手職員を組み合わせるなど、被災地支援のノウハウを職員間で蓄積・継承できるようなことを考えて取り組んだところでございます。

被災地支援に限らず、本市の災害対応を強力にしていくための取組を今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**分科員（住本かずのり）** 3か月にわたって2名ずつ1週間交代、かなり延べ人数は要ということなんで、やっぱり今度若手職員を今組み合わせる経験を経ませるということで、これが引き続き、続きますようお願いしたいと思うんですけど、私もリエゾンという仕事は、ちょっとNHKで放映されるまで知らなかったんですけど、末若さん——職員のね——今、須磨区の副区長の方とよく顔合わせてお話をさせていただくんですけど、能登半島の珠洲市の派遣の例が、テレビで放映されておったんですけど、また、神戸市公式noteでも手記を書かれておりまして、私も読ませていただきました。

被災地マニュアルに書かれていること以外にも様々な現場対応があるということを、やっぱり手記を読んで初めて知ったわけなんですけど、その中でもちょっと印象に残ったのが、阪神・淡路大震災の経験をそのまま適用すれば、役に立たないということが現実と——私はてっきり役に

立つものと思ってたら、やっぱり30年前に比べて、社会自体がさま変わりしておって、被災者の求めるものも変化しているということが、やっぱり現場に行ってみると分かったということ、大変私印象深く読ませていただいたんです。

神戸市は、災害都市として職員が組織文化としてどこかで災害が起きれば自分たちの出番だという準備はできているとも書かれておったんですけど、やっぱり現場で直面した臨機応変な対応、これは先輩たちの経験した知見を引き継ぐことでマニュアルどおりでない時代に適した被災地支援が成し得ると考えておりますので、今後も引き続き、被災地連絡調整の情報連絡員が重要な役割となってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、防犯カメラ事業における警察との連携につきまして質問させていただきます。

8月20日に三宮で起きた殺人事件では、事件発生から2日後に容疑者が逮捕されており、報道では、防犯カメラの映像をつなげるリレー捜査が事件解決に寄与したと報じられております。本市で設置している直営カメラは、警察とのネットワークによってオンラインで映像データを提供できますが、それ以外の防犯カメラは、その都度、警察官が現地にデータを取得しに行っているという聞いております。直営カメラを今後も警察に活用してもらうと同時に、市が補助する地域カメラの設置場所の情報を警察と共有すると、警察との連携をさらに密に行うことが事件の早期解決に有効であると考えますが、当局の見解をお伺ひいたします。

○加古危機管理局副局長 今、委員御紹介いただきました事件に関しましては、午前中の御質問の中でも上山管理監のほうからお答えしましたので繰り返しませんけれども、その際の対応、今委員御指摘いただきましたように、全国で初の本市独自で行っております各警察署とのネットワーク化によりまして、オンラインで映像データを提供できるということから、迅速な画像データの提供が可能であったというふうに考えております。

神戸市といたしましては、直営の神戸市カメラの取組は犯人の早期逮捕や、犯罪の抑止に効果があるというふうに考えておりまして、都心エリアの一層の防犯機能と市民の体感治安の向上を図るために、このたびさらに100台の追加増設に向けて、先般、補正予算をお認めいただいたというところでございます。

一方で、これも委員御指摘のとおり、自治会等地域団体が設置した防犯カメラや企業・店舗等が設置している防犯カメラについては、その都度、警察官が現地にデータを取得しに行っているというふうにお聞きしております。神戸市としましても、市が補助を行った地域カメラの設置場所の情報を警察と共有し、警察との連携を密にしていくことは非常に重要であるというふうに考えております。その観点から、神戸市がこれまでに補助を行った自治会等地域団体の管理する防犯カメラにつきましては、設置場所と地域団体の情報を県警に提供しておりまして、リレー捜査において役立てていただいているというところでございます。

また、神戸市カメラの追加増設に当たりましては、警察から送付される照会文書の非効率な確認作業を是正するため、このたびシステム改修を行うこととしておりまして、これも補正予算案でお認めいただいたところですが、これを使いまして、より迅速な照会対応に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このように、全国でも先進的な防犯カメラの取組につきまして、情報発信を行っていくとともに、警察との連携をより一層深めまして、犯罪の早期解決や犯罪抑止、市民の体感治安の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（住本かずのり） 直営以外でも補助を出している地域団体の設置カメラの情報も提供しているということで、これらが今回の事件、早期犯人逮捕につながったというふうに感じておりますので、引き続き、県警と連絡を密に取っていただけたらと思います。

先ほどの8月20日に発生した殺人事件で、事件発生の報道から犯人が逮捕されるまでの間、犯人がどこにいるか分からないということを不安に感じる市民が多かったように思います。実際、私も身近な場所、三宮で起こった事件ということであれば、地域の方から、この事件に対する心配や不安な声を直接聞きました。県警の捜査状況等を市で発信することは難しいということは承知しておりますが、市民が安心できるような情報を神戸市としても何か発信できないかと考えるわけですが、当局の見解をお伺いいたします。

○加古危機管理局副局長 今委員御指摘いただいた市民の方の不安というのは、それはごもっともだというふうに思います。

神戸市では、自治体による防犯カメラの設置に関しまして全国トップクラスの台数とネットワーク化によりまして、犯罪の早期解決と犯罪防止、それから体感治安の向上につながる取組というのがまずは大事であるというふうに考えております。

また一方で、今回のような事件に関する報道につきましては、マスメディアからの情報発信のほうが多く情報量も多いというふうに感じているところでございます。また、警察による捜査情報につきましては、市が直接入手すること自体が困難であるということで、そのため神戸市から発信することは難しいというふうに考えております。

一方で、全国で不特定の者を狙った通り魔事件や、子供を狙った殺傷事件など凄惨な事件が発生しておりまして、市民自らが犯罪被害を受けないように、防犯意識を高めていただくということも重要であると考えております。

兵庫県警では、兵庫県警察安全安心アプリひょうご防犯ネット+（プラス）というアプリを令和7年2月26日から運用開始しておりまして、不審者情報のほか、負傷を伴う交通事故の発生状況など、身を守るために必要な情報をマップ上で表示したり、一目で分かるようにして情報提供を行っております。

そのほかにも同じアプリの中で、防犯ブザー機能や性犯罪対策機能も搭載しておりますことから、神戸市といたしましても、このひょうご防犯ネット+（プラス）のアプリの普及に協力しまして、市民の防犯意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○分科員（住本かずのり） 今御答弁いただきましたひょうご防犯ネット+（プラス）アプリ、私も登録しておりまして、常時情報をもらっておるんです。このアプリの登録状況を確認しますと、8月20日、事件の前後10日間で新規登録が2.4倍に増加しているということで、かなり市民の方も関心を持っているということなんですけど、これには例えば、付きまとい注意とかどこどこで不審者が出ましたとかいう情報が随時出てくると思いますんで、これはまた県警のほうと連携を取っていただけたらと思うんですけど。危機管理局も紹介されてると思います、神戸市のホームページでクリックしていったら行政サービス、防災・安全というふうにやったらここにたどり着くんですけど、やっぱり事件直後はこれをトップに持ってきて、こういうアプリがありますよ、付きまとい注意ぐらいの注意喚起をしていただければ、ちょっと市民も安心するかなと思います。

最近では、女性のための護身術教室の開催が9月12日募集で、50名の定員が16日に締め切ったと、大変女性も自分で身を守りたいという意識がこういうところにも表れてるんかなというふ

うに思っております。

あと不審な電話の情報だとか、近所で猿が出たとかいう情報も様々私いただいております。局としてもできることは限られていると思いますが、市内での事件は、注意喚起を行う取組が必要であると考えますので、引き続き、県・市連携の上、市民の不安解消に努めていただきたいということをお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、消防局の質問に移らせていただきます。

熱中症の救急出動件数について伺いをいたします。

今年は史上最高の暑い夏との報道があり、県内でも丹波市では最高気温41.2度を記録するなど酷暑が続いております。梅雨の期間も短く、夏が長く続いている状況のため、先日、熱中症搬送が全国的に過去最多ペースとの新聞報道がありました。しかしながら、神戸市内の今年の熱中症の緊急搬送の出動件数が前年を下回っていると伺って私も驚いております。

消防局が取り組んだ熱中症予防の施策が効果を示していると推測するのですが、効果・検証について伺いいたします。

○宮本消防局救急部長 熱中症に関する施策の効果・検証についてでございます。

総務省消防庁によりますと、本年の5月から7月末までの全国の救急搬送人員につきましては、5万9,218名となっております。5月からの調査を開始しました平成27年以降では2番目に多い件数となっております。

また、兵庫県におきましては、委員御指摘のとおり、猛暑日が続いた関係もありまして、熱中症による死亡が全国で最多との報道もございました。本年は近畿地方の梅雨明けが6月27日と統計開始以降最も早く、熱中症搬送件数につきましては、6月は150件と昨年より100件弱増加した結果となりましたが、7月は455件、8月は321件と昨年と比較しまして月50件程度ずつ減少してございます。

熱中症の総搬送件数につきましては943件と、昨年とほぼ同水準で推移している状況でございます。

なお、神戸市では熱中症による死亡事案は発生してございません。

熱中症搬送件数が減少いたしました7月と8月の内容につきまして確認をいたしますと、屋内が341件、屋外が435件と令和6年と比較いたしまして、屋内での発症が100件以上減少してございました。また、入院が必要となる中等症以上の救急搬送件数につきましては232件ございまして、令和6年と比較して21件程度減少してございます。

消防局が取り組みました熱中症を防ぐための施策といたしましては、梅雨明け前後の熱中症が急増するタイミングに重点を置いて広報を実施してございまして、小まめな水分補給や暑さを避けるためのエアコンの活用等々につきまして、関係部局や民間企業と連携して、あらゆる媒体を通じまして、注意を呼びかけているところでございます。

また、軽い熱中症症状で救急車を呼ぶべきか迷った場合に、症状の緊急性や病院受診の必要性などを相談できる救急安心センターひょうごの積極的な活用を、環境部局とともに連携して呼びかけをしているところでございます。

本年は梅雨明けが早く一気に暑さが強まりまして、真夏日が非常に多い状況でございましたけれども、神戸市での熱中症による救急出動件数につきましては、昨年に比べて若干減少してございます。その減少の要因といたしましては、気温や湿度などの環境要因、神戸市全体で取り組んでいる広報対策など様々な要因が影響を及ぼしていると考えているところでございますが、我々

が取り組んだ施策がどの程度効果を発揮したのかにつきましては、なかなかお答えするのは難しい状況ではございますけれども、消防局が取り組んでいる広報につきましても、熱中症減少にさらに効果が出るように、引き続き取組を進めていく必要があると考えてございます。

今年は引き続き残暑が厳しいとの報道も見られます。また、9月以降も熱中症の救急搬送が続いておりますので、引き続き、熱中症の発症状況の分析を行いまして、様々な機会を通じて、熱中症の予防広報を呼びかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科員（住本かずのり） 様々な取組が功を奏して減少しているということで理解をいたしました。

私も実際、夏祭り会場で熱中症だと思われる症状で倒れた方を目の当たりにいたしました。救急車が来るまで居合わせた方々が協力して氷で体を冷やしたりうちわで仰いだりして、熱中症の緊急対応を行っておりました。市民の熱中症になった人の対応も大分浸透してきたと感じております。このあたりも熱中症防止策でなく、緊急対応も身近な問題だと意識づけて市民広報に努めていただきたいということをお願いさせていただきます。

ちょっと時間の関係で、順番を入れ替えて質問させていただきます。

次、第53回全国消防技術救助大会について御質問させていただきます。

去る8月30日に、兵庫県立広域防災センターにおいて第53回全国消防救助技術大会が開催され、私も出席させていただきました。全国トップレベルの救助隊員が集い、力強い救助技術が披露されるとともに、多くの市民が見学に訪れる大規模なイベントであり、その準備には大変な御苦労があったと推測しております。キッチンカーや様々な災害体験ブース、防災関連企業ブースなど、子供たちにも防災が学べるような取組があり、家族で楽しむことができる大会であり、盛況に終わることができたのではないかと感じているところでありますが、消防局として大会の結果をどのように評価されているのか伺いたします。

○栗岡消防局長 第53回全国消防救助技術大会の評価につきまして、御答弁申し上げます。

この大会は、北海道から沖縄まで248の消防本部から選抜された救助隊員約900名が参加し、神戸市からも陸上の部で5種目、水上の部で7種目の延べ34名の隊員が参加してございます。神戸市の成績につきましては、12種目中9種目で入賞、さらに水上の部におきまして、全国1位の成績を収めることができまして、全国の消防救助隊員の中でも、神戸市の救助技術が高いレベルにあることを確認した次第でございます。

また、今年は震災から30年ということでございましたので、阪神・淡路大震災のパネル展示や地震体験車などによる地震体験、VR・AR等のICTを活用した災害疑似体験など、このような防災イベントを実施するとともに、最新の防災技術の展示を行うことで、消防防災の未来を変える新技術というのを体感いただいたところでございます。

この結果、一般の来場者につきましては約1万名、関係者含めて1万2,000名ということで、多数の御来場をいただき盛況に終えることができたと評価しているところでございます。

以上でございます。

○分科員（住本かずのり） 水泳の部で全国1位ということですか。大変すばらしい、おめでとうございます。

この大会、全国から約1万2,000人が来場されたということを御答弁いただきました。各自治体の消防隊員及びその家族は、全国から神戸に来て宿泊・飲食することになるので、一部三木市

に泊まれた方もいるかもしれないんですけど、神戸市内の経済効果も大変期待できたのではないかと考えます。前夜の三宮の印象がいよいよはにぎわっていたとも聞いております。このあたり、経済観光局と何か連携して経済効果を上げる取組があったのかお伺いいたします。

○丹沢消防局総務部長 本大会の経済効果についての御質問でございます。

まず、御案内にあったとおり、今回1万2,000名ということで、過去最大級の観客に御来場いただいたということでございまして、こうした来場者の方に対して経済効果につながる取組もさせていただいたところでございます。

御指摘のありました経済観光局と連携した取組といたしましては、移動販売事業であるK O B E S T A R K I T C H E Nの活用をさせていただいてキッチンカーに御出店をいただいております。神戸のグルメなどを提供させていただき、多くの方に楽しんでいただいたところでございます。

また、大会関係者の皆様に、神戸観光ガイドマップの配布であるとか、あるいは大会の公式ホームページにF e e l K O B Eのリンクを貼り付けるなどして、市内への観光誘導を図ったところでございます。

そのほか、大会関係者の宿泊につきましては、神戸市内の22のホテル・施設をあっせんさせていただきまして、約1,300名の方に御宿泊をいただいたところでございます。

こうした形で皆様には市内での飲食・観光を楽しんでいただきたいと考えており、市内における消費拡大や観光振興に寄与できたものと考えているところでございます。

以上です。

○分科員（住本かずのり） 経済観光局と連携をした上、いろいろ市内の案内をしていただいたということで、来られた方は、次また神戸へ来たいなというような案内も同時にされたということで、大変有意義な大会であったというふうに感じております。

もし事前に知っていれば行きたかったなという地域の声も聞いておりますので、また、今後こういう大会がありましたら、市民広報にも力を入れていただきたいとお願いをいたします。

最後、大阪市道頓堀雑居ビルの火災元建物と同様の消防違反の是正についてお伺いいたします。

先日、道頓堀で火災があった雑居ビルでは消防法違反があったと報道されておりますが、どのような違反があったのか、本市ではこのような違反ビルは存在しているのか、また同様の消防法違反があった場合、神戸市はどのように是正指導を行っているのかお伺いいたします。

○馬場消防局予防部長 大阪のビル火災に伴う違反の状況でございますが、これはもう報道でもされておるかと思いますけれども、大阪市消防局のほうで過去——令和5年になりますが、立入検査をしましたところ6項目の不備事項が発見されております。

まず、1項目ですが、1年に2回以上行ふべき訓練が実施されてなかったということで、これはもうすぐに是正されてやったということでございます。

2点目が、防火対象物に対する防火管理状況の点検というのを1年に1回やりまして報告するというところでございますが、これが実施されていないままでございます。避難口に設ける戸の開錠方法が明示されていない、これは軽微ですけれども、されていないと。それと自動火災報知器の感知設備が一部設置されていない。煙感知器の設置が必要な場所に一部熱感知器が設置されていた。それと表示灯ですね——発信器の表示灯が球切れがあった、こういったような6点の違反があったと聞いております。

以上でございます。

神戸については……。

○主査（なんのゆうこ） おまとめください。

ありがとうございます。

御苦労さまでした。

次に、細谷委員、発言席へどうぞ。

○分科員（細谷典功） 公明党の細谷でございます。一問一答でお願いいたします。

まず、危機管理局関連からお願いいたします。

まず、総合防災訓練の取組についてお伺いいたします。

区役所と住民、また地域団体が連携して協力して行う市民参加型の各区の総合防災訓練につきましては、地域の防災力を高め市民の防災意識向上にもつながる大変有意義な取組であると評価しております。

本年2月の代表質疑では、我が会派から、宿泊を伴う実践的な訓練の必要性を取り上げたところ、地域と相談しながら検討を進めたいとの御答弁をいただきました。宿泊を伴う訓練の目的は、避難所を1晩運営することで、実際の災害時に直面する課題を事前に洗い出すことにあります。毛布やベッドの不足、夜間の照明やトイレの管理、体調不良者への対応、高齢者や障害のある方への支援など、机上では想定し切れない課題が明らかになります。北海道では、地震や大規模停電を踏まえ、住民が避難所に泊まり込み、夜間の寒さ対策や非常食の配布、発電機の運用を体験する訓練が行われております。こうした取組は、冬季の厳しい寒さや夏季の猛暑といった苛酷な環境において、市民とともに宿泊訓練を実施することで、多くの課題を浮き彫りにし、災害対応力を一層強化する効果がございます。

そこで、本市で宿泊を伴う訓練及び今年度、各区で実施された総合防災訓練の実施状況及び成果についてお伺いいたします。

○上山危機管理監兼危機管理局長 本年2月の第1回の市会におきまして、宿泊を伴う実践的な訓練について質疑をいただきまして、地域と連携・協力した実践的な訓練を今後どのように実施していくか、宿泊を伴う訓練に限らず検討しているところでございます。

令和7年度の各区の総合防災訓練につきましては、現時点では宿泊を伴う訓練の実施予定はございませんが、本年8月に中央区で避難所となる小学校での地域行事のお泊まり会としまして、宿泊を伴う防災訓練を実施したことは、危機管理局のほうでも承知しているところでございまして、避難所で使用します間仕切りテントやダンボールベッド、簡易トイレ等の資機材の展示なども実施したというふうに聞いているところでございます。

今年度の各区の総合防災訓練では、住民避難訓練や、ペットの同行避難、簡易ベッドや間仕切りテントの組立てを含めた避難所開設運営訓練などを区ごとに地域住民や地域団体と連携して実施する予定でございます。

訓練実施後には、各区の総合防災訓練、情報共有会議を実施しまして、各区における先進的な訓練内容や課題を共有し、今後より実践的な訓練を実施できるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度新たに避難所キーボックスの導入や避難所開設運営マニュアルの改定、避難所開設キットの設置も予定しておりますので、それらを活用した実践的な訓練につきましても、今後実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

中央区のほうでお泊まり会ですか——実施されたということで、様々な実践に適した訓練のほうをよろしくお願いします。

今回の実績を土台にして、宿泊訓練の取組をさらに広げていただきまして、実効性のある備えへとつなげていただくことを要望いたします。

続いて、再質問ですけれども、各区ごとの訓練に加えまして、昨年度の全市総合防災訓練では、参加対象を全局室区とし、さらに事前に若手職員を中心に図上訓練を重ねるなど、南海トラフ地震を想定した実践的な内容で実施されたと伺っております。こうした部局横断的な取組は、大規模災害への備えとして大変意義深いものと考えております。当時を直接経験していない若い世代が、着実に増えております今こそ、実践的な訓練を通じて震災の記憶と教訓を継承していくことが極めて重要と考えております。

マニュアルの確認だけでなく、実際に体を動かし、訓練の中で課題を明らかにし、改善へとつなげていくことが大切と考えます。そこで、昨年の全市総合防災訓練を通じて、どのような成果や課題が明らかになったのか、そしてその振り返りを踏まえて、今年度はどのような改善や新たな取組を進めておられるのか、当局の見解をお伺いいたします。

○上山危機管理監兼危機管理局長 従前の神戸市の総合防災訓練につきましては、防災関係部局のみが参加しておりまして、全庁的な災害対応の強化につながっていなかったことを踏まえまして、令和6年度——昨年度からですけれども、訓練参加部局を全局室区に拡大をしております。

昨年度につきましては、各局室区の若手職員を対象に、まず図上訓練を事前に実施いたしまして、各種計画、近年の大規模災害等を経験した他都市の災害対応状況を検証することで、若手職員の防災意識、知識の向上を図りました。その上で、南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生したという想定の下、参集の図上訓練を行いまして、市長・副市長を含めた職員のほうが、自宅から各自の参集場所に登庁する訓練から開始しまして、順次参集する職員によりまして、神戸市及び各区の災害対策本部の設置運営訓練や、被害状況の収集等を行う初動対応訓練、本部委員会議の運営訓練等を同時に連動させながら実施しました。

当該訓練で浮かび上がった課題を踏まえまして、各局室区におきまして、マニュアルや事務分掌、災害時の班編成や災害時に使用する部品などの各種の防災組織計画の見直し等を行っております。このことから、全庁的に実践的な訓練を実施することが、やはり重要であるということを再認識したところでございます。

今年度の神戸市総合防災訓練につきましては、令和8年1月31日の土曜日に実施する予定をしております。今年度につきましては、昨年の訓練を引き継ぐ形で、南海トラフ地震の発生を想定しまして、第1回の災害対策本部員会議実施後の対応に関する実践的な訓練を実施しまして、初動期の対応の検証をしていきたいと考えております。

さらに、新たな取組としまして、自衛隊やライフライン事業者など関係機関にも参加を要請するとともに、同日に地域住民と連携した避難所開設訓練を実施しまして、神戸市総合防災訓練と連動させることも検討しているところでございます。

今後も中長期的な視点で、訓練想定や訓練内容を変えながら継続的に実践的な訓練を実施しまして、職員の災害対応能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

職員の皆様方が、本当に訓練で得られた知見とか知識をしっかりと生かしていただいて、より実効性のある防災力の向上につなげていただきたいというふうに思います。

続きまして、備蓄計画の策定についてお伺いいたします。

午前中にも出ておりましたが、災害対策基本法の改正により、来年度からは、各自治体による備蓄計画の公表が義務づけられることになりました。市民の命と暮らしを守るための備蓄体制は、ますます重要になってまいります。本市においては、地域防災計画の中で市民備蓄・流通備蓄・現物備蓄、そして救援物資といった総合的な備蓄体制で対応することが定められております。こうした多層的な備えは、大規模災害に対する強靱性を高める上で大変意義あるものと考えております。

しかし、昨年度の神戸市災害対策総点検においては、南海トラフ地震のような広域災害では、被害が甚大な地域に物資が優先される可能性があること、また、能登半島地震のように道路が寸断され本市に流通備蓄や救援備蓄が届かない事態が想定されております。その中で、物資の搬出や供給を見据え、効率的かつ機能的に活用できる現物備蓄の保管場所の確保という課題が明らかになっていると伺っております。

そこで、現在、現物備蓄の保管場所の確保に向けて、どのような検討や取組が進められているのか。また、来年度の備蓄状況公表の義務化を踏まえ、今後どのような方向で備蓄体制を強化していけるのか、当局のお考えをお伺いいたします。

○加古危機管理局副局長 備蓄計画の現状と今後の取組ということでございます。

今委員からも御指摘いろいろありましたけれども、昨年、神戸市として実施しました神戸市災害対策総点検では、関係する庁内の各部局の検討チームで、備蓄物資の適切な維持管理等について点検・確認を行ったところ、市の現物備蓄の保管場所の一層の確保と、それから、適切な保管環境の確保などの課題が浮き彫りになったというところでございます。

また、南海トラフ巨大地震のような広域災害では、周辺都市の被災状況や道路事情等によりまして流通が滞り、総合的な備蓄体制のうち、流通備蓄や救援物資が届かないということが想定されるため、備蓄の確保と維持管理の在り方についても見直しが必要という考えに至ったところでございます。

現在、庁内関係部局で構成します備蓄物資整備検討会におきまして、備蓄数量・品目の整理をはじめ、物資の搬出等を見据えた備蓄拠点の再整備など、物資等にノウハウのある物流業者とか倉庫業者などのアイデアも活用しながら、全市備蓄計画の策定に取り組んでいるところでございます。

今後、市内に今点在して置いております総合備蓄拠点の見直しを図っていくとともに、キッチンカー事業者等との連携を強化することによりまして、発災後、速やかに温かい食事——避難所等で温かい食事等も提供できるような体制を構築するべく検討を進めていきたいというふうに考えております。

加えまして、災害対策基本法が改正され来年度から各自治体によりまして、備蓄状況の公表が義務づけられたということに伴いまして、市の備蓄する物資等についても国の方針に従って公表してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

市民が、どの程度物資が備えられているのかを知ることで、本当に自助の意識っていうのも高

まってくると思いますので、しっかりと実効性のある備蓄体制の整備を一層推進していただきたいと思います。

再質問ですけれども、昨年の総点検を通じて現物備蓄と市民による備蓄の重要性が初めて再確認されたことと思います。大規模災害時には、行政備蓄だけでは限界があり、行政の備えと市民1人1人の備えがかみ合っこそ、命と暮らしを守る力が発揮されと考えます。南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、救援物資がすぐに届くとは限りません。だからこそ、各家庭での備蓄が不可欠です。目安としては、食料は最低でも3日分、できれば7日分の備蓄、飲料水は1日1人3リットルが目安とされており、これをふだんの生活の中でローリングストックしていくということが推奨されております。また、飲料水や食料だけでなく携帯トイレや簡易トイレ、凝固剤など1人1日当たり5回、1週間で35回分が必要とされるなど、こうした具体的な目安を行政が示すことで、市民も自分事として備蓄を進めやすくなります。

市民による家庭備蓄をふだんから推進していくために、当局として今後どのような取組を進めていかれるのか、お伺いいたします。

○加古危機管理局副局長 市民備蓄につきましては、委員からも御指摘ありましたように、非常に重要な柱というふうに考えております。災害対策基本法におきましても市民備蓄は住民による住民に対する努力義務というふうに位置づけられているところでございます。

神戸市における備蓄計画におきまして、行政による現物備蓄と並んで、先ほど言いましたように大きな柱として位置づけられておりまして、昨年度の神戸市災害対策総点検においてもその重要性を再確認されたというところでございます。

委員御指摘のとおり、神戸市としての備蓄計画を示すことで備蓄状況が見える化されるということで、住民の方、市民の方自らが備蓄しなければならない物を知ることができるということで、市民備蓄の推進につながる効果はあるだろうというふうに考えております。

今年7月に開催された災害対策基本法におきまして、来年度より年1回、自治体の備蓄状況について、市民に広く公表することが義務づけられたというところでございますけれども、これは単に自治体間での情報共有を促して地域格差の是正につなげるというだけではございませんでして、自治体の備蓄状況を市民に公表することで、先ほど委員も御指摘ありました自助の取組である市民備蓄をより促して、市民備蓄も含めた市トータルでの備蓄体制の構築につなげていかなければならないものというふうに認識をしております。

引き続き、市民備蓄の啓発につきましては、くらしの防災ガイドやホームページへの掲載をはじめまして、出前トークや各種イベントにおきましても、ローリングストックといった備蓄に関する手法を具体的に紹介するといった取組を行うとともに、市トータルでの備蓄計画を策定いたしまして、市民備蓄の推進にもつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（細谷典功） 引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、災害時における防災DXの活用についてお伺いいたします。

阪神・淡路大震災から30年が経過いたしました。この30年の間に社会は大きく変化し、少子高齢化や人口減少の進行により、地域防災の担い手不足や被災者1人1人に寄り添った対応の必要性がますます高まっております。こうした課題に対応していくためには、人手に頼る従来型の仕組みには限界があり、進歩するデジタル技術を活用し、災害対応の効率化と高度化を図る防災DXの取組を進めることが不可欠であると考えます。

国においても防災DX推進計画を掲げ、被害情報の共有システムの整備や自治体間でのデータ連携の強化などが進められております。こうした国の方針や他都市の先進事例も参考にしつつ、本市として防災DXの取組をさらに進めていくことが重要と考えますが、本市における現在の取組や成果、そして今後の展望について伺います。

○**上山危機管理監兼危機管理局長** 委員御指摘のとおり、少子高齢化や人口減少社会における地域防災の担い手不足、さらにはきめ細やかな被災者対応等の様々な課題に対応するためには、防災DXの取組を進めることが重要でございまして、これまでも鋭意進めてまいったところでございます。

具体的には、LINEから災害用AIと友達となった市民が投稿した災害情報をAIが整理して地図上に表示することで、災害情報を行政と市民で共有する神戸市掲示板や災害発生時や災害発生のおそれがあるときに、市民へ最新の防災情報をまとめて分かりやすく提供するウェブサイトでございますリアルタイム防災情報、それから、また災害発生時に行き場のない帰宅困難者をウェブ上で一時滞在施設に円滑に誘導する帰宅困難者支援システム、また被災証明の迅速な発行など、被災された方の生活再建支援業務の効率化を図るための被災者生活再建支援システム、また災害に関する多様な情報を一元管理します危機管理システム、こういったものたくさんございますけれども、市民に対する災害情報発信や生活再建、災害対応業務など様々な局面で新たなテクノロジーを拡張する取組を進めてまいったところでございます。

今後の取組でございますけれども、本年4月に施行されました改正災害対策基本法におきましても、災害に対する情報の収集及び伝達、被災者支援等を行うに当たって、デジタル技術の活用が盛り込まれております。さらに、昨年度に取り組みました本市災害対策総点検の結果を踏まえました課題対応の方向性の1つとしましても、防災DXの推進を打ち出しておりまして、引き続き積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

例えばでございますけれども、これまで紙ベースで行ってございました避難者受付をマイナンバーカードや二次元コードなどを利用した避難所の受付を行うことによりまして、迅速に避難者の把握を行う避難所受付のDX化、また、防災行政無線の発信内容を分かりやすくするための防災行政無線の高度化などの市民への情報発信のDX化、それから義援金の支給状況など、被災された方1人1人に寄り添ったきめ細やかな支援を行うために必要となる被災者台帳のDX化、それからシステムによる備蓄物資の管理の適正化を図る備蓄のDX化、こういったことなどを進めていきたいと考えておりまして、避難者の把握から物資供給まで、様々な場面でのDX化を図ることと迅速な災害対応を実現したいと考えております。

これらの課題にデジタル技術の活用を進めるに当たりましては、国の動向を踏まえながら、他都市の先進事例等の調査や、本市が包括連携協定を締結しております防災科学技術研究所や東京大学生産技術研究所などの専門機関との連携のほか、AI防災協議会や官民共創協議会などといった産官学が連携した関係機関などを通じまして、情報収集を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**分科員（細谷典功）** ありがとうございます。

様々なデジタル技術、アプリが用意されているということと、これからもどんどん用意されているということなんですけれども、やっぱりデジタル技術自体、実際に市民の1人1人が使ってみてよかった、役立ったというような実感できてこそ、本当に真価を発揮するものだと思います

ので、市民が分かりやすく、活用しやすい仕組みへとつなげていただきたいというふうに思います。

それに関連しまして、次に、耳で聞くハザードマップについてお伺いいたします。

昨年12月、視覚障害のある方への防災情報提供の一環として、我が会派が導入を求めてまいりました耳で聞くハザードマップの本市への導入が実現いたしました。本当にありがとうございました。

耳で聞くハザードマップについては、音声コードの読み取りアプリ、ユニボイスブラインドを使用した総合防災コンテンツであり、スマホ画面上で現在地周辺の災害リスク情報、及び最寄りの避難所の情報を音声で読み上げ、事前の防災情報を入手でき、さらにリアルタイムの情報として警報・注意報を読み上げることや、避難所への誘導を行う機能も備えており、災害時に命を守る上で大変に心強い仕組みであります。

令和7年3月の予算特別委員会において、このサービスをより多くの方に使っていただけるよう、操作方法も含め、分かりやすく周知するように質疑をいたしました。その際、当局からはチラシを作成するなど、周知に努めるとの御答弁をいただきました。そこで、このサービス開始からこれまでに寄せられた利用者や支援者の声にはどのようなものがあつたのか、また、広報周知の取組は具体的にどのように進んでいるのか、お伺いいたします。

○**上山危機管理監兼危機管理局長** 耳で聞くハザードマップでございますけれども、委員からもございましたとおり、このユニボイスブラインドというアプリの拡張機能として提供するサービスでございます。ふだんからスマートフォンを使われている視覚障害者にとりましては、直感的で操作しやすいものになっているというふうに考えております。導入前に当事者団体の方に試験的に使っていただいた際にも、非常に使いやすいという感想をいただいております。

導入状況なんですけれども、神戸市内での利用者数を把握するのは非常に困難でございますけれども、令和7年6月末時点でユニボイスブラインドのアプリの国内でのダウンロード総数は38万6,000件となっております。導入開始時点の令和6年12月の時点で35万9,000件でございましたので、かなり増えてるということで、全国でも利用者は増加傾向にあるということで把握はしております。

こちらの周知につきましてですが、ユニボイスブラインドのアプリの利用者への一斉通知や広報紙K O B Eへの挟み込み記事、市立点字図書館の利用者への案内を通じて周知を行ったほか、神戸市視覚障害者福祉協会の会報で御紹介をいただいております。また、本市の協力の下、実施団体が開催いたします総務省補助事業の視覚障害者向けのスマホ教室での操作方法の説明、それから防災啓発イベントのPRと、様々な機会を捉えて当事者や支援者の方への周知を図っているところでございます。

また、委員からも御指摘ございました、今年度はハザードマップのサービス内容を分かりやすく解説したチラシを作成いたしまして、当事者団体や支援者団体、各区役所等に順次配布しているところでございます。

引き続き、福祉局等の関係部局とも連携しながら、当事者団体や支援者団体等を通じて視覚障害者や支援者等に耳で聞くハザードマップを知っていただくための広報を今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**分科員（細谷典功）** ありがとうございます。周知の取組、随時進めていただきましてありがと

うございます。

この耳で聞くハザードマップ、本当に皆さんの安心につながる仕組みとなっておりますので、今後、根づいていくことを期待しております。

続いて、再質問ですけれども、耳で聞くハザードマップにつきましては、現在、都道府県で9件、政令市で9市に導入されていると伺っております。まだ全国的に普及しているとは言えませんが、今後の防災対策において大変重要な役割を果たすものと考えております。より多くの自治体で導入が進めば、神戸市にお住まいの視覚障害のある方が、市外へ買物や旅行に行かれる際にも、安心して事前に防災情報を得ることができます。さらに、本サービスは多言語にも対応しており、日本語が十分に理解できない外国人居住者や来訪者にとっても大きな助けとなります。

そこで、本市として、このサービスの意義を他の自治体とも共有し、導入を積極的に働きかけていくべきと考えますが、当局の御見解をお伺いいたします。

○**上山危機管理監兼危機管理局長** 委員御指摘のとおり、この耳で聞くハザードマップでございすけれども、導入自治体が増えることで、視覚障害者等の方が市外に出た際にも事前に外出先の災害情報を取得することができるという御意見も聞いておりまして、本市としても導入自治体の拡大は意義があると考えております。

このサービスにつきましては、都道府県並びに政令市、特別区単位でのサービス提供となっております。本市の導入後にもサービス開始した実例があると聞いております。現在では、9都県、それから政令市では9市、それから東京都23区がこのマップを導入しているように聞いております。

まだ導入していない自治体からは、耳で聞くハザードマップの導入経緯や利用状況についての問合せを受ける機会も多くございまして、その際には、本サービスの有用性についてお伝えしているところでございます。

今後も機会を捉えまして、ほかの自治体へ耳で聞くハザードマップを紹介してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**分科員（細谷典功）** ありがとうございます。

御紹介ありましたように、本市にもすごい問合せが他の自治体から来ているということで、ぜひ周辺自治体に波及をリードしていただきたいというふうに思います。

続きまして、消防局関連の質疑に移らせていただきます。

まず、大規模林野火災の対策についてお伺いいたします。

本年2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生いたしました。さらに、3月には岡山市や今治市においても相次いで林野火災が発生しており、昨今の気候変動の影響もあり、今後も全国的に林野火災が頻発するのではないかと懸念されております。

六甲山をはじめ、豊かな自然に恵まれている本市においても、一度火災が発生すれば被害が大きくなり、市民生活や都市機能に深刻な影響を及ぼす可能性がございます。特に乾燥や強風といった条件が重なれば、火災の延焼は一気に拡大し、山麓の住宅地にまで被害が及ぶことも想定されます。

そこで、まず、神戸市内における林野火災の発生状況及び林野火災を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるために、現在どのような取組を進めているのか、当局の御見解をお伺いいたします。

○**栗岡消防局長** 大規模林野火災対策につきまして、御答弁申し上げます。

まず、現状の神戸市の林野火災の発生状況でございますけれども、令和6年までの過去5年間におきまして、神戸市内で発生しました林野火災は合計46件ございまして、この火災46件の原因につきましては、焼却火の拡大といった火の不始末・不注意などの人為的な要因で発生しているところでございます。

月別で見ますと、空気が乾燥する1月から5月に多く発生をしております。地域別では農業従事者による野焼きが行われております北区・西区での発生件数が多い状況でございます。ただ、焼損面積につきましては、1ヘクタール以上の林野火災が西区で1件発生しているのみで、近年は大規模な林野火災は発生していないところでございます。

しかしながら、先ほど細谷委員の御指摘ございましたように、今年に入りましてから、乾燥や強風による気象条件の影響によりまして、大規模な林野火災が全国各地で発生しておりますから、本市におきましても、林野火災の対策の強化を図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず予防対策といたしまして、市内の登山関係団体の方に協力をいただきまして、山の指導員——グリーンパトロールというふうに私ども呼んでおりますけれども、要するに登山道のパトロールでありますとか、山火事の予防の啓発を行っていただいておりますけれども、これ現状200名の方をお願いをしておりますが、これを300名に100名増員・増強するというところで今進めておるところでございます。

また、農業従事者の方からの火災、延焼拡大、焼却火からの拡大が多いということもございしますので、北区や西区の農業従事者の方へ、これまで注意喚起のチラシを配布させていただいておりますけれども、今後、来年の林野火災の増加する時期までに関係機関と連携いたしまして、防火の講習会といったものを開催する予定にしております。その講習会におきましては、農業従事者の方が1人で焼却やたき火をしないことであるとか、消火の準備をしていただくこと、こういったことの注意喚起を徹底していきたいというふうに考えているところでございます。

これ以外にも、今年の秋の9月補正でお認めをいただきましたけれども、火災が発生をした場合の対応といたしまして、我々の資機材の増強としまして背負い式の消火水のう、こういったものを増強するほか、林野火災で出動する消防部隊、今現状は12隊・40名が出動するようになっておりますけれども、これを10月からは20隊・70名の体制で林野火災に対応するように増強することで初動対応を強化してまいります。

このような形で、林野火災の予防と初動体制の強化によりまして、大規模な林野火災の予防に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） 引き続き、予防に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、再質問ですけれども、大船渡市で発生した林野火災につきましては、鎮火までに1か月以上を要しました。このように一たび大規模化すれば、山中での消火活動は地形や気象条件の影響もあり非常に困難を極めます。本市においても、林野火災が発生すれば同様の事態となることが強く懸念され、事前の備えと対応方針を明確にし、市民にも周知しておくことが不可欠と考えます。

そこで、万一、本市で林野火災が発生した場合、消防局としてどのような体制で対応し、消火活動に当たられるのか、お考えをお伺いいたします。

○定岡消防局警防部長 林野火災への対応ということでお答えをいたします。

神戸市の現状といたしまして、現在は放水車や大型水槽車などを出動させまして、消火活動を

実施いたしますとともに、ヘリコプターやドローンを活用して情報収集を行い、効果的・効率的な活動につなげていく体制を整えてございます。

そして、先ほど局長からも答弁ございましたけれども、この10月1日からは、出動する車両部隊を動員しまして、初動体制の強化を図っていくこととしております。また、あわせて、これも先ほど局長からも述べましたけれども、資機材を充実させまして、各所に配備してまいります。この資機材でございますけども、素早く現場で搬送して活用できますように大型の収納箱にまとめまして、市内の10の消防署、北神分署、市民防災センターの12か所に配置いたしまして、火災の早期の収束につなげる体制を整備をしてまいる予定としております。

加えまして、林野火災の現場には消防団員も出動いたしまして消防職員と連携して消火活動に従事いたします。こうした活動において、消防団員が安全に活動できるよう、被服などの個人装備品の充実を図り、安全対策の強化に取り組んでまいります。

さらに、消防隊の到着に時間を要する六甲山頂の地域におきましては、ホースなどを収納した消火用ボックス、これを設置いたしまして、市民や消防団による初期消火体制を整備いたします。

あわせて、関係機関との連携・強化といたしまして、この8月でございますけども、陸上自衛隊姫路駐屯地、伊丹駐屯地とも事前協議を行いまして、今後、万が一神戸において大規模な林野火災が発生した場合にも、緊密な連携が行えるよう準備を進めているところでございます。

このように、消防局では、人員・資機材など初動体制を強化し、関係機関との連携を深めるなど、総合的な対応力の向上に取り組んでいるところでございます。

引き続き、大規模林野火災に対しまして、効果的な消防活動が行えるよう、体制を強化してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

初期消火、初動体制が大切ということで、引き続き、被害を最小限に抑えるという観点でよろしく願いいたします。

関連しまして、次に、特に林野火災が発生した場合、消防ヘリコプターは、消火活動のみならず部隊の増強や消火方針を決定する上で欠かせない情報収集の役割を果たすと承知しております。上空からの的確な情報は、迅速かつ効果的な消火活動につながり、延焼の拡大を防ぐ上で極めて重要であります。特に、林野火災は長期化、広域化のおそれがあることから、いかに早い段階で正確な情報を集め、共有できるかが、被害の規模を左右すると言っても過言ではございません。

そこで、ヘリコプターによる情報収集に当たってはどのような資機材を活用し、現場の状況把握や消火活動の判断に生かしておられるのか、また、今後必要とされる装備について、当局の御見解をお伺いいたします。

○吉岡消防局航空機動隊長 委員御指摘のとおり、ヘリコプターは消火活動に加えて、上空からの情報収集の役割も担ってございます。

情報収集のために搭載されている装備につきましては、まず高画質・高倍率のテレビカメラ、それと、火災現場においては煙のある場所と炎のある場所が違うという、これがよくあることでございまして、煙の中であっても炎などの熱源を映像化できる赤外線カメラ、そして、それらの映像を現場指揮所や本部に送信するヘリコプターテレビ画像伝送システム——これ通称ヘリテレと言っておりますけれども、こういった装備が搭載されてございます。

テレビカメラにつきましては、当然、炎や煙の状況だけではなくて、これズームすることによりまして地上単位の動きとか、あとホースをどのように伸ばしているか、そういった状況まで鮮明に確認できるものでございます。

赤外線カメラにつきましては、煙とか、あと樹木に遮られて、目視できないような燃焼の状況を把握できますので、これによりまして、飛び火とか、あと延焼の兆候を早期に捉えることが可能となっております。

そして、これらの映像につきましては、ヘリテレを通じまして現場指揮所のタブレット端末、これに送られまして、現場最高指揮者による活動方針の決定とか、あと部隊配置、それと安全管理の判断に活用されているところでございます。

こうした機器を有効に活用した最近の事例といたしましては、建物火災の現場におきまして、赤外線カメラにより、飛び火箇所を早期に発見しまして、地上隊と連携して延焼を最小限に抑えたケースなどがございます。

消防局では、ヘリコプターの情報収集能力を生かしまして、空と地上の連携を強化しながら、今後も効果的な消防活動と被害の軽減に努めてまいりたいと考えてございます。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

消防ヘリコプターの情報収集ということで、様々な機能があるということをお伺いしました。

こういった新しい技術も活用しながら、迅速かつ効果的な対応に結びつけていただきたいというふうに思います。

続きまして、住宅密集地域での消火活動について、お伺いいたします。

市内には、古くからの住宅地で道路の幅が狭く消防車両が十分に進入できない地区が存在しております。こうした地区は、特に木造住宅が密集していることが多く、一たび火災が発生すれば、延焼拡大の危険性が非常に高いと考えられます。阪神・淡路大震災においても、木造住宅が密集する地域で大きな被害が発生したことは、今なお忘れてはならない教訓であります。災害時に市民の命と暮らしを守るためには、地域の特性に応じた現実的な火災対策を確実に行っていくことが求められます。

そこで、消防局として木造住宅が密集し、かつ道路幅が狭い地区で火災が発生した場合、どのような体制と方法で対応されているのか、具体的な取組についてお伺いいたします。

○定岡消防局警防部長 木造密集地での火災対応についてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、古い木造の住宅が密集している地域では、他の地区に比べて延焼拡大のおそれが高く、また道路が狭隘で消防車両が近くに寄りつけず、消火活動が困難なおそれがある、そういった地域であると認識をしております。

当局では、このような地域で火災が発生した際、被害の軽減を図るため様々な対策を講じているところでございます。

まず、1点目でございますけれども、通常より多くの消防車を出動させてございます。通常の建物火災と比べまして、木造密集地での火災には放水隊を2隊、機動隊を1隊、さらに多く出動させ、延焼拡大の防止と早期の火災鎮圧を図るとともに、逃げ遅れた方に対する救助体制についても強化をしているところでございます。

2点目としまして、地域防御計画といったものを作成してございます。これは事前に消防職員が木造密集地等の地区の道路の幅や、消火栓の位置、防火水槽の場所などの消防水利を調査いたしまして、消防車両が通行できる道路やホースの延長方法など、活動方針を事前に記載をいたし

ました地域防御計画、こういったものを作成しておりまして、実際に火災が発生した際に、これを参照いたしまして、速やかに効率的に活動できるようにしてございます。

3点目としまして、神戸では道路幅が狭い場所でも消防車両が進入し、迅速に消火活動に取りかかることができるよう、小型の消防ポンプ車を市内の全ての消防署に配備をしているところでございます。

このような地区での火災対応といたしまして、引き続き該当する地区の調査や状況把握に努め、地域防御計画を最新のものとして対応できるよう取り組むとともに、今後は、ドローンを活用して上空から情報収集を行うなど、先端技術を活用した火災対応などについても研究を進めまして、木造密集地での火災による被害を最小限にできるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

こうした密集地の火災、本当に現実の問題であります。先日も垂水区内で住宅火災が発生して、幸い延焼は限定的だったんですけれども、一歩間違えれば大規模な被害につながりかねないという情報とお聞きしております。

今後とも、地域の住民との連携も大事だと思いますし、防火体制の充実に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災ジュニアチームの育成について伺います。

本市では、阪神・淡路大震災の教訓を次の時代に継承することを目的としまして、防災福祉コミュニティと小学校が連携し、消防局と地域と一体となって防災教育や訓練を行う防災ジュニアチームがあります。子供たちが自ら地域の防災訓練に参加したり、避難所運営を学んだりする姿は、まさに未来の防災リーダーとして頼もしい存在であります。

現在、市としても積極的に防災ジュニアチームの結成を進めていると伺っておりますけれども、若い世代が地域防災に主体的に関わることは大変意義深く、将来的に防災福祉コミュニティや消防団などで活躍していただければ、地域全体の防災力が大きく向上するものと期待しております。また、防災ジュニアチームの活動を通じて、子供や若者が防災を自らの課題として学び、地域や家族に伝えていくことで、大人の防災意識も高まり、防災の輪が広がることも大変有効であると考えます。

そこで、多くの防災ジュニアチームが結成され、そして参加する子供たちの防災への関心がさらに高まっていくよう、消防局としてどのような支援や取組を進めておられるのか、伺います。

○栗岡消防局長 防災ジュニアチームにつきまして、御答弁申し上げます。

防災ジュニアチームにつきましては、防災福祉コミュニティと小中学校が連携し、地域一体となって防災教育や訓練を行うもので、現在29チーム、約1,400名の方に活動いただいております。

その育成支援としまして、ジュニアチームの結成に向けた手引書を作成をいたしまして、令和6年度に全ての防災福祉コミュニティや小・中学校に配布、周知をしておるところでございます。その結果、昨年から防災ジュニアチームが新たに4チーム結成され、一連の育成支援の効果が出てきているのではないかと認識しているところでございます。

また、昨年度は阪神・淡路大震災から30年という節目を迎えるに当たりまして、防災ジュニアチーム活動の機運を高めていくために、総務省消防庁主催の全国少年消防クラブ交流大会が開催

されました。今年は11月1日に神戸市消防局の主催で、防災ジュニアチームの交流大会——我々 Be B o s a i というふうと呼んでおりますけれども、これを開催する予定でございます。

この大会におきましては、市内の全てのジュニアチームに、神戸学院大学のキャンパスに集まっていただき、競技形式のバケツリレーや防災クイズなど、各種団体競技によりチームワークを高めていただくとともに、防災能力や知識の向上を期待しているところでございます。

また、防災ジュニアチームの活動につきましては、神戸市のホームページやSNSにも掲載し、広く周知をすることで、ジュニアチームの認知度を高めるとともに、活動していただいている方のモチベーションの向上にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、防災福祉コミュニティや教育委員会とも連携をしながら防災ジュニアチームの育成支援に積極的に取り組み、次世代の地域防災の担い手の育成を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） ありがとうございます。

昨年も4チーム新しく誕生したということで、一昨年には垂水区で初めてのチーム、歌敷山ジュニア防災チームを形成され、本当に地元の方から心強いと、皆さん若い者が参加するということで喜んでらっしゃいます。今後とも、継続的に取り組みやすい環境づくりを進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

最後に、神戸市病院送迎紹介コールセンター（おくる電）の運用状況についてお伺いいたします。

近年、救急需要は、先ほどの話では少し減少傾向という話がありましたけれども、消防局におかれましては、救急車の適正利用に向け、様々な施策に取り組んでこられたと承知しております。もちろん救急車が必要と判断した場合には、迷わず救急車を要請していただきたいのですが、このおくる電を転院・入退院・通院などの緊急性の低い方や症状が落ち着いている方で、病院に行きたいけれど交通手段に困っている方に対して、消防局が電話で相談を受け付け、介護タクシーや民間の患者搬送事業者を紹介する仕組みであります。緊急要請が不要な方を適切な搬送サービスにつなぐことで、救急車の不必要な出動を防ぎつつ、市民の安心を支える有効な制度であると考えます。

しかしながら、このおくる電は、まだ十分に市民に認知されていないのが現状であり、せっかくの有効な仕組みも必要な方に知られていなければ活用されません。高齢化が進む中、交通手段の確保に困る市民は今後ますます増えるの見込まれますので、一層の周知が必要であると考えます。

そこで、現在の市民の利用状況はどうなっているのか、また本年7月から、兵庫県全域で運用が始まったシャープ7119と連携することで認知度を高めつつ、おくる電を一層有効に活用できるのではないかと思いますけれども、当局の御見解をお伺いいたします。

○宮本消防局救急部長 おくる電の利用状況と、それから救急安心センターとの連携についてでございます。

おくる電につきましては、病院などに行きたいけれども交通手段に困っている方が、身近な複数の民間の搬送事業者から利用したい事業者を選ぶことができるように支援するための自動応答の電話システムでございます。平成31年3月から運用を開始してございます。

令和7年8月末時点で、神戸市内の民間搬送事業者76事業者が登録されておまして、利用したい場所から近い順に無料で搬送事業者を紹介しております。

搬送事業サービスにつきましては、有料でございまして、民間の搬送事業者の中には酸素の投与でありますとか、看護師による看護サービスを行っているところもございまして、利用者は必要なサービスを業者に依頼し、個別にサービスの提供を受けることとなっております。

おくる電の利用状況につきましては、年間1,000件以上の受電数がございまして、令和6年の受電数は1,145件となっております。令和7年につきましては、8月末時点で712件となっております。

また、高齢者福祉施設からの受診であるとか、医療機関の転院搬送につきましては、緊急性が低い場合には、民間の搬送事業者を利用するようにガイドラインの改定のほうをしたところでございまして、各施設やガイドラインを配布するとともに、改めておくる電を周知することで、その利用を促しているところでございます。

次に、おくる電と救急安心センターの連携についてでございますけれども、これまでも救急安心センターで症状や病院紹介の相談をされた方が、自力で受診する際の交通手段を確保できない場合には、平日日中となりますけれども救急安心センターからおくる電の番号を案内してございまして、令和6年中の実績といたしましては400件弱あったと聞いてございます。令和7年7月11日以降、救急安心センター事業が、兵庫県全域へ拡大されたところでございますけれども、神戸市内からの相談につきましては、おくる電の案内を継続しておりまして、今後も連携した取組を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○分科員（細谷典功） 引き続き、需要も増えてくるかと思いますので、周知と、またシャープ7119ですね——救急安心センターとの連携をよろしく願いいたしたいと思います。

私からの質疑は以上です。

○主査（なんのゆうこ） 御苦労さまでした。

次に、川口委員、発言席へどうぞ

○分科員（川口まさる） よろしく申し上げます。

いや、さっきの話を聞いてて——おくる電なんですけれども、受電数のほうの説明があったと思うんですけれども、これ成約率って今値持ってますか。

○宮本消防局救急部長 令和6年で26.5%になってございます。本年につきましては、8月末時点の状況でございまして、27.9%と若干上がってございます。

以上でございます。

○分科員（川口まさる） ありがとうございます。

救急の出動が多分10万ぐらいですかね——神戸市の場合。これだと、おくる電だと2～300という値になると思うんですけれども、あまり効果的だとは、私は到底思えない感じです。意見です。

よろしく申し上げます。危機管理局さんに対して質疑させていただきます。

まず、カメラについて話題にします。

私は、令和4年10月の建設防災委員会において、「地域カメラと直営カメラは相互に代替性があり競合する形で混在しているが、将来防犯カメラをどのように設置・運用していきたいのか」を質疑しました。すると、筒井危機管理監から、「地域カメラと直営カメラは、それぞれの設置する目的・趣旨が異なるので、相互に補完し合って全体として安全安心に暮らせるまちを見守っていくことが必要」との御答弁をいただきました。また、地域カメラについては、「維持してい

かなければならない」としつつも、「維持管理ができるのかという地域の声も聞いており、どうするか今後検討していく」とおっしゃっていました。直営カメラについても、「県警など関係機関とともに運用状況など効果検証を行いながら、今後の設置に向けて考え方や基準等について検討・整理していきたいと考えている」とのことでした。私からは、「今後はそれぞれの事業の目的と設置基準、これまでの設置状況・実態等を点検して、将来的にはどのように防犯カメラを設置・運用していくべきか。整理検討をお願いいたします」と述べていました。

その後、令和6年度予算において、令和8年度までに2,500台の直営カメラを増設する計画が示され、さらに、それ以降に増設を決定したカメラとそれ以前に設置した直営カメラを合計すると5,500台を運用することとなります。

結局、防犯カメラ事業について直営化を選択したものと認識していますが、「地域カメラと直営カメラは、それぞれの設置する目的・趣旨が異なるので相互に補完し合う」との以前の御答弁を念頭に置きつつ、今後の地域カメラと直営カメラの役割分担と方向性について、改めて御説明をお願いいたします。

○加古危機管理局副局長 神戸市カメラと地域カメラの今後の方向性ということでございます。

まず、神戸市の防犯カメラ事業についてざっと整理をいたしますと、平成24年度から、神戸市において地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた自主的な取組を支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラ——いわゆる地域カメラの設置に要した経費の一部に対する補助事業を開始しております。

それで、平成26年に長田区で女兒誘拐殺害事件が発生したことを機に、緊急対応として予算を増額して、さらに地域カメラへの強化を図ってまいったということでございます。その後、令和6年度をもってこの新規の設置補助事業というのは終了しましたが、今までに地域団体が設置した地域カメラについては、神戸市内に3,247か所設置されております。

その一方で、地域カメラも支援しながら令和2年度・3年度におきまして、子供や女性に対する犯罪の予防解決等を主な目的といたしまして、小学校や主要駅を起点とする半径500メートル以内の道路上に2,000台の市直営の神戸市カメラですね——これを設置して、さらに令和5年度にその補完措置として小学校の半径500メートル圏外にも範囲を広げて500台の増設を行ったということでございます。

その後、令和6年度から8年度でさらに3か年かけまして2,500台を増設するということといたしましたけれども、さらに、それに加えて、住宅街での犯罪予防を目的として400台の追加増設も決定したところです。

このたび、また、この9月議会での補正予算で都心エリアの一層の防犯機能と市民の体感治安の向上を図るために、100台の追加増設に係る補正予算をお認めいただいて、合計今5,500台を設置するという予定としております。

地域カメラにつきましては、管理する地域団体から、電気代等の経費負担や機器の点検・整備、県警からの画像提供依頼への対応など維持管理の負担が大きいといった声がございまして、さらに地域間での設置状況にばらつきがあるというような課題も存在しております。

このような状況の中、地域の負担軽減を図りながらどの地域においても一定の安全安心が確保されるように、神戸市カメラを計画的に増設する中で、通学路の交差点などにある地域カメラなど、必要性が認められる箇所については、積極的に神戸市カメラへの置き換えを進めておるところでございます。

神戸市カメラは、自治体設置カメラとして子供や女性を守るという明確な趣旨の下に、小学校の通学路や鉄道駅周辺、住宅地などへの面的な設置を推進しているところでございます。

一方で、地域カメラは、子供の見守り活動など市と同じ趣旨で設置しているものも多数ある一方で、各地域において個々に存在する不法投棄、自転車マナー、少年などのたむろ、それから騒音問題など様々な地域課題を解決するために設置しているケースも多いということでございまして、神戸市としては、それら地域の自主的な取組の支援を継続するため、地域カメラの更新修繕補助を現在も設けております。

委員御指摘ありましたように、令和5年度までは地域カメラと市直営カメラを相互に補完し合う、いわゆる両輪の関係で運用していたというふうに認識しておりますけれども、令和6年度以降は、市民の体感治安の向上及び犯罪の起きにくいまちづくりを市として主体的かつ責任を持って推進していくという方針の下、神戸市カメラの計画的な増設を進めているところでございまして、神戸市カメラを中心という方向に転換することで、地域の安全安心の向上にさらにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科員（川口まさる） ありがとうございます。

地域カメラについては、新規の補助終了ということで、見直しを行ってきた。地域カメラ直営化への置き換えも進めているということですね。分かりました。ありがとうございます。

昨年度において、地域カメラはどのくらい直営カメラに置き換わったのか、直営化の実績と今後の見通しはいかがでしょうか。

○加古危機管理局副局長 置き換えの実績と今後の見通しということでございますけれども、現在進めております神戸市カメラの増設によりまして、例えば、その中で通学路と通学路が交差するようなポイントなど、神戸市カメラで対応すべき場所にある地域カメラについては置き換えを進めているということでございます。

令和6年度に増設した東灘区・中央区では、県警と協議した素案を基に、地域団体に対しまして実施した個別説明会におきまして、地域カメラの直営化についても、対象となっております自治会に個別で順次説明を行いまして、維持費や警察対応の負担軽減が図られることから、おおむね了承いただいたというところでございます。

結果的には、令和6年度に増設するとしてしました500台のうちの合計61か所が市直営カメラへの置き換えということでございました。今後も対象となります地域カメラを所有する地域団体の御意向も確認の上進めてまいりますけれども、現在の地域カメラの設置状況でございますとか、周辺に神戸市カメラが設置可能な電柱等の有無を確認する作業を今行っているところでございまして、引き続き、神戸市カメラへの置き換えを積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（川口まさる） ありがとうございます。直営化を推進していただけてよかったと思っています。

ただ、率直に言って、もっと早期に判断できたはずだという感想はあります。目的・趣旨が異なるといったところで、どちらもカメラですから、機能は初めから同じでした。今後には何か新たな事業を始める場合に、既存事業と相互に重複・競合していないかよく点検するようにお願いいたします。子供の見守り活動に資するようということなので、引き続きお願いいたします。

昨日も申し上げましたが、県庁周辺におけるデモ活動について、もはや近隣住民の受忍限度を

超えてるように思います。午前中の答弁においては、危機管理局としても問題を認識していて、近隣の小学校も警察に対して警備の強化を求めているとのことでした。「学校においては、デモの状況を確認しながら、場合によっては教職員の見守りの下、近くの横断歩道を渡らせることを検討している」という答弁もありました。

これでは市が管理している歩道橋の機能・有用性が実質的に毀損されていることになります。防犯・交通安全の観点で、危機管理局として対処する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○加古危機管理局副局長 確かに歩道橋につきましては、いろんな方が通られるということで、建設局が管理してる歩道橋でございますけれども、そういう活動が行われてるっていうことに関しては、危機管理局としても認識はしておりますけれども、建設局からは、やはり歩道橋は公道であるため自由通行が基本であるということで、道路が破損してございましたり欠損してございましたり、その他の事由によりまして交通が危険であるというふうに認められる場合や道路に関する工事、必要があって行われるというために、やむを得ないと認められる場合以外は通行の禁止や制限を行うことは難しいというふうに聞いております。

ただ、先ほどもお答えしましたように、児童の安全に関わることでございますので、当然これは関係する警察とか神戸市の庁内の関係部局とも連携を図りまして、必要であれば対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○分科員（川口まさる） 県警においては、犯罪を構成すれば厳格に取り締まることで市民の体感治安の向上に努めるべきだと思っておりますし、危機管理局さんにおいては、防犯カメラをうまく活用しつつ捜査機関と連携して対応するようにお願いいたします。こういった場合に、危機管理局自体の存在意義に関わると私は感じてます。よろしくお願いいたします。

残り時間もう、あまり——4分もないですけれども、消防局さんに質疑させていただきます。

消防局の決算説明書には、「医療機関との情報連携システム構築」として、およそ600万円が計上されております。これは救急業務で扱うデータを電子化する取組と伺っています。このシステムに盛り込まれる機能はどのようなものでしょうか。

また、システムを導入することにより、現在の救急活動にどのような効果が期待できますでしょうか。

○栗岡消防局長 救急情報システムでございますけれども、これはイメージとしましては救急隊員がタブレットを持って活動するというところで予定してございまして、このシステムに盛り込みますのは、傷病者の脈拍・血圧等の生体情報のほか、氏名・年齢等の情報をデジタル化して、病院への受入れ交渉を行う医療機関と直接共有する機能がございます。これによりまして、これまで救急隊が口頭でありますとか、紙ベースで医療機関と情報共有しておりましたけれども、医療機関側に必要な情報が迅速に伝えることができることから、受入れの決定が早くなる、もしくは病院の滞在時間が短くなることを期待しているところでございます。

2点目としましては、病院への受入れ交渉が難航した場合に、救急隊が複数の医療機関に対しまして、受入れの可否を確認する機能がついてございます。これによりまして、医療機関の決定にも時間の短縮を期待しているところでございます。

さらに、救急活動中に収集しましたこのデジタルデータにつきましては、救急隊員が作成をします出動報告書に反映する機能がございますので、救急隊員の事務負担の軽減にも資するものと

考えておるところでございます。

以上でございます。

○分科員（川口まさる） その救急情報システムによって市民側におけるメリットとして、何か今提示できるものはありますでしょうか。

それと、また運用上の課題はないでしょうか。

○宮本消防局救急部長 先ほど、局長のほうから答弁させていただいたこと以外につきましては、加えて、医療機関が受入れを決定するまでに要する時間を短縮されるということに加えまして、医療機関到着後、速やかに病態に応じた適切な処置を受けることが可能になるというふうに考えてございます。

また、課題につきましては、システムの円滑な運用には、習熟期間が必要であると認識しておりまして、救急隊員及び医療機関の職員が安心して運用に臨めるように、研修等を通じて理解の促進と定着を図っていくことで、運用に支障が生じないように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科員（川口まさる） よろしく願いいたします。

何度も言ってますが、労働人口が今減少していて、あらゆる活動において、自動化・省力化・効率化していかなければ活動を維持できないと思っております。救急活動においても効率化は必須だと思っています。

業務効率化に当たってシステムを導入しようとした場合っていうのは、慣れるまで一時的に負担が増えるっていうのは、一定やむを得ないかなと私は思ってます。ユーザーインターフェースによるところなんですけれども、隊員とか、医療機関にとって使いやすいシステムを構築するように、引き続きよろしく願いいたします。

○主査（なんのゆうこ） お疲れさまでした。

以上で、危機管理局及び消防局関係の質疑は終了いたしました。

当局、どうも御苦労さまでした。

○主査（なんのゆうこ） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。長時間の審査、お疲れさまでした。

次回は、9月22日月曜午前10時より、本委員会室27階第2委員会室において環境局関係の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

（午後3時25分閉会）